

10.

C-0028

0028

15.5.28

供覧

企書院三部發第五〇號

昭和十五年五月二十八日

企書院第三部長 中島 清

拓務大臣官房文書課長

江口親 鬼殿

管理局長

行政課長

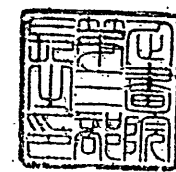
事務課長

建築技術者徵用ニ關スル打合會開催ノ件

標記ノ件ニ關シ左記要領ニ依リ打合會開催致度候條關係官出席方御取
計相煩度

記

日時 五月二十九日（水）午後一時三十分
場所 企書院總裁應接室
議題 建築技術者徵用ニ關スル件



内閣

B5 タイプライター用紙

C-0028

供覽

極秘

14

建築技術者徵用實施計畫案

招請者關係
ハ徵用者ヲ

第一 徵用セラルベキ者

建築技術者 (雇員級)

第二 指導セシムベキ補助員業務

軍事上特に必要ナル土木建築ニ關スル業務

第三 總動員業務ヲ行フ官衙 (機關官衙)、從事セシムベキ場所及職業並ニ出頭
セシムベキ場所

管理局長



行政課長



事務官

C-0028

0275

第四 徵用期間

自 出 頭 ス ベ キ 日

至 昭和十七年三月三十一日

(約二年九ヶ月)

第五 徵用セラルベキ者ノ資格

工業ニ關スル實業學校(之ト同等以上ノ各種學校ヲ含ム)ニ於テ建築科(土木建築科ヲ含ム)ヲ修メテ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ能力有リト認メ得ル者

第六 徵用スベカラザル者

一 國民徵用令第二十一條該當者

二 國民徵用令第二十二條ノ徵用猶豫者(國民徵用令第二十二條ノ徵用猶豫者ニ關シテハ別紙ノ通)

三 徵發豫定者

四 陸海軍ニ勤務スル者

第七 徵用中ノ身分給與及旅費

一 徵用中ハ軍屬トス

二 給與ハ出頭ノ日以後軍ニ於テ支拂ヒ俸給月額ハ官吏ニ對シテハ従前ノ給與ニ關スル規定ヲ準用シ公吏ニ對シテハ従前ノ給與相當額其ノ他ノ者ニ對シテハ左表ニ據リ算出セル相當額ヲ支給ス

	大學卒業者	專門學校卒業者	中等工業卒業者
卒業當時ノ採用給	八〇圓乃至六五圓	六〇圓乃至五〇圓	四〇圓乃至三〇圓
實歴一ケ年ニ應ズル昇給額	五圓乃至四圓	四圓乃至三圓	三圓乃至二圓

三 手當ハ左ノ如ク支給ス

(1) 在勤加俸（特別ノ手當ヲ含ム）

朝鮮、臺灣 本俸ニ對シ其ノ十分ノ六乃至十分ノ五

樺太 同 右其ノ十分ノ八乃至十分ノ六

(2) 勤務手當

判任官以下ニシテ工事現場ニ於テ時間外勤務ヲ爲シタル者ニ對シ支給ス（實績ニ依レバ月額十五圓乃至二十五圓）

(3) 其ノ他赴任旅費、歸郷旅費ヲ支給シ狀況ニ依リ宿舍（朝鮮、臺灣、樺太

ニ於テ勤務スル者ニ限ル）等ヲ貸與ス

四 俸給、手當及旅費等ノ支給要領

陸軍省令第三十三號（國民徵用令ニ依リ陸軍ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關

スル件）ニ依リ支給ス

(1) 俸給ハ被徵用者ガ出頭スベキ場所ニ出頭シタル日より徵用ヲ解除セラレ

タル日迄、在勤加俸ハ被徵用者ガ現ニ業務ニ従事スル場所ニ剛着シタル日

ヨリ徵用ヲ解除セラレタル日迄ヲ夫々其ノ者ノ現ニ業務ニ従事シタル部隊

ニ於テ之ヲ支給ス

(2) 赴任旅費ハ被徵用者ノ出頭セル部隊ニ於テ被徵用者ノ現住地ヨリ總動員

業務ヲ行フ官衙（部隊）ノ所在地迄之ヲ支給ス但シ前金拂ヲ爲スニ非ザレ

バ出頭シ得ザル者ニハ被徵用者ノ現住地ノ市町村ニ於テ陸軍旅費規則ノ召

集旅費（下士官ノ定額）相當額ヲ總督支給ス

第八 徵用セララルベキ者ノ銓衡方針

一 身體強健ナル者ヲ先ニスルコト

二 年齢ノ若キ者ヲ先ニスルコト

三 獨身者ヲ先ニスルコト

四 扶養家族ノ少キ者ヲ先ニスルコト

五 現ニ在學中ノ者ハ成可ク之ヲ避クルコト

六 從業者雇入制限令ノ事業ノ重要度ニ準ジテ其ノ者ヲ使用スル事業ヲ考慮シ

重要度低キモノニ於テ就業スル者ヲ先ニスルコト

七 事業ノ重要度低キモノト雖モ徵用ニ依リ當該事業ニ著シキ支障ヲ來サシ

メザル様當該就業場ニ勤務スル建築技術者ニ對スル徵用員數ノ割合ニ付適當

ニ考慮スルコト

八 成可ク前歴者ハ學校卒業者ノ技能ヲ活用スル様考慮スルコト

九 官廳被用者ニ付テハ各省系統別ノ割當ヲ越エザルコト且官廳被用者ニ適任

者ナキトキハ他ヨリ銓衡スルモ差支ヘナキコト

十 配屬官衙(部隊)別人員ノ總數ハ變更セザルコト

第九 徵用事務手續

一 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ豫メ調製シ置キタル連名表ニ據

リ割當人員ノ約一倍半乃至二倍程度ノ適格者ヲ選定シ國民徵用令第十條ノ規

定ニ依リ出頭ヲ求メ身體検査ヲ爲シ事情ヲ聴取スルコト

二 銓衡ノ際ハ官廳ヨリ意見ノ申出アリタルトキハ成可ク之ヲ尊重スルコト

三 第一號ノ檢査、聴取ニハ成可ク所轄師團司令部ノ係官立會ヲ爲スヲ適當ト

スルコト

四 被徵用者ニ應徵ノ用意ヲ爲サシムル爲徵用令書ノ交付ト出頭部隊ニ出頭ス

ベキ日トノ間ニ成可ク十日以上ノ期間ヲ置クコト

第十 割當

府縣別各省系統別割當別紙ノ通

徵用ヲ必要トスル理由

陸軍ノ軍備充實計畫ニ伴フ緊急所要ノ建築工事ニ従事セシムル建築技術者ニ關シテハ
本年三月以降極力募集ノ手ヲ盡シタルモ尙所要ノ人員ヲ得ラレザル状態ニシテ斯ク
テハ軍備充實ノ成否ニ大ナル影響アルベキヲ以テ之ガ充足極メテ緊要ナルニ依リ
陸軍大臣ノ請求ニ依リ茲ニ徵用ヲ實施スルノ要アルモノト認ム

秘

(一五五二七)

國民徵用令第二十二條第一號及第三號

ニ依ル徵用猶豫者案

一勅任官及同待遇者以上

二侍從、侍醫、東宮傳育官、内舍人、皇宮警

察官吏並ニ鹵簿關係ノ要員タル宮内技手及

宮内技手補

三神官、官司、社司及村社以下神社ノ上席社

掌

四軍事援護施設ノ企畫調査ニ關スル事務ヲ擔

任スル者

五道府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノニ

於テ兵事ニ關スル事務ヲ擔任スル者

六警察官、消防士及消防機關士

七市町村長、助役、收入役及之ニ準ズベキ職

ニ在ル者

八大學又ハ專門學校ノ教授及助教授

九行政裁判所評定官

一〇發明又ハ考案ニ關スル出願ノ審査ニ從事ス

ル者ニシテ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ

二海員審判所ニ於ケル審判ニ從事スル者ニシ

テ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ

三判事、檢事、典獄其ノ他審判、檢察又ハ行

刑ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代ヘ難キ

モノ

一三國家總動員計畫ノ設定遂行ニ直接關與スル

C-0028



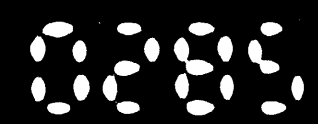
者ニシテ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ
四重要農林水産物ノ生産ノ維持増進ニ關スル
綜合計畫、生産物ノ集荷配給計畫及生産ニ
必要ナル物資ノ配給計畫ノ樹立ニ直接關與
スル者ニシテ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ
五左ニ掲グル試験研究ニ従事スル者ニシテ餘
人ヲ以テ代ヘ難キモノ
(一) 防空ニ關スル試験研究
(二) 船舶又ハ船舶運航ニ關スル試験研究
(三) 電氣ニ關スル試験研究
(四) 航空及航空機ニ關スル技術ノ研究又ハ航
空機、航空機用器材若ハ航空用設備ニ關
スル試験研究

(五) 資源開發又ハ代用品ニ關スル研究
(六) 其ノ他國家總動員上必要ナル試験研究
一六左ニ掲グル事項ニ付専門ノ知識又ハ特殊ノ
技能ヲ有シ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ
(一) 軍事外交其ノ他機密ニ屬スル事項ノ通信
又ハ警備、防空ニ必要ナル通信
(二) 公債若ハ兌換銀行券ノ印刷又ハ貨幣製造
(三) 關稅率又ハ輸出入品ノ調査
(四) 輸出入貨物ノ検査鑑定
(五) 輸出入外國語圖書ノ檢閱
(六) 緯度若ハ經度觀測又ハ氣象觀測
(七) 河川、道路、港灣若ハ砂防ニ關スル土木
工事

- (ハ) 有能馬ノ充實
- (九) 重要礦物ノ採掘、採取、精鍊若ハ分析又ハ液體燃料ノ生産若ハ資源ノ開發
- (四) 電力又ハ瓦斯ノ生産、配給又ハ管理
- (二) 軍事郵便又ハ郵便ノ企畫、運用、管理若ハ檢閲
- (三) 電氣通信ノ企畫、運用、管理若ハ檢閲又ハ電氣通信設備ノ企畫、建設若ハ管理
- (三) 燈臺其ノ他航路標識ノ建設、運用又ハ管理
- (四) 旅客貨物ノ輸送又ハ輸送設備ノ新設、運用若ハ管理
- (五) 交通運輸又ハ通信事業ノ人的、物的資源

- ノ整備運用
- 七 陸海軍ノ官衙、學校又ハ作業廳ニ於テ總動員業務ニ従事スル者ニシテ特殊ノ技能ヲ有シ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ
- 八 工場事業場管理令ニ依リ國ノ管理スル工場又ハ事業場ニ於テ總動員業務ニ従事スル者ニシテ特殊ノ技能ヲ有シ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ
- 九 陸軍軍需監督官令又ハ造船造兵監督官令ニ依リ陸軍又ハ海軍ノ監督スル工場又ハ事業場ニ於テ軍需品ノ製造又ハ修理ニ従事スル者ニシテ特殊ノ技能ヲ有シ餘人ヲ以テ代ヘ難キモノ

C-0028



生産力擴充計畫品目ノ生産業務ニ從事スル
者ニシテ特殊ノ技能ヲ有シ餘人ヲ以テ代ヘ
難キモノ
前各號ニ掲グルモノノ外官衙公署又ハ學
校ニ勤務シ緊要缺クベカラザル職ニ在ル者
及總動員業務ニ從事シ特殊ノ技能ヲ有シ餘
人ヲ以テ代ヘ難キモノ

C-0028

0285

	六
	二
	五
(三)	三
(四)	一

各省別建築技術者（雇員級）登錄數及徵用者實數表

建築技術者（雇員級）徴用割當表

C-0028

供覽

七月十日
金蓮院主金
軒子時國金

第一管理局徵用

建築關係技術者徵用實施計畫案
行政課長柳川
七ノルベキ者

事務官



海軍軍備坑道二件及
飲用人員五〇人

一 土木技術者（雇員級）

建築文庫

三 電氣技師

四

第二 從事セシムルキ總動員業務

軍需上尉ニ必要ナル土木建築ニ關スル業務

第三、總動員業務ヲ行フ官衙（配屬官衙）、從事セシムヘキ場所

大部多。南方亦重
南方上内也トシ
文五三勤務女也

及職業並ニ出頭セシムルキ日時場所

文同生年

徵用委員會 周佐

喜
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

出動一月三日

出所方

全五、悔年者、今主省內學名

鉄匠名文部、道信名、南土名

、 姓名

第四 徵用期間

自 出 頭 スベキ日

(約一年八ヶ月)

至 昭和十七年三月三十一日

第五 徵用セラルベキ者ノ資格

工業ニ關スル實業學校(之ト同等以上ノ各種學校ヲ含ム)ニ於
テ左記學科ヲ修メテ之ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ能力
有リト認メ得ル者

一 土木建築科(土木科及建築科ヲ含ム)

二 電 氣 科

三 機 械 科

第六 徵用スベカラザル者

一 國民徵用令第二十一條及第二十二條該當者

二 徵發豫定者

三 陸海軍ニ勤務スル者

第七 徵用中ノ身分、給與及旅費

一 徵用中ハ軍屬トス

二 給與ハ出頭ノ日以後海軍ニ於テ支拂ヒ俸給月額ハ官吏ニ對
シテハ從前ノ俸給ニ關スル規定ヲ準用シ公吏ニ對シテハ從前
ノ給與並ニ左表ヲ參照決定シ其ノ他ノ者ニ對シテハ左表ニ據
リ算出セル相當額ヲ支給ス

區分	大學卒業者	專門學校卒業者	中等學校卒業者
本年度卒業者	八〇一六五圓	六〇一五〇圓	四〇一三五圓
實歷一年ニ付加算額	五一四圓	四一三圓	三一二圓

三 手當ハ左ノ如ク支給ス

イ 戰時増俸

支 那

本俸ニ對シ其ノ十分ノ五

其ノ他ノ地方

同 右 其ノ十分ノ二、五

ロ 在勤加俸

支 那

本俸ニ對シ其ノ十分ノ十

朝鮮、臺灣、樺太

同 右 其ノ十分ノ五乃至十分ノ八以內

南洋群島

同 右 其ノ十分ノ十以內

ハ 勤勉手當

時間外勤務ニ從事シタル者ニ對シ支給シ月額三圓乃至十圓

ニ 滞在旅費

工事監督ノ爲出張滞在者ニハ滞在地ニ應ジ相當ノ手當ヲ支給ス

ホ 其ノ他赴任旅費、歸郷旅費ヲ支給シ狀況ニ依リ宿舍、朝鮮、臺灣、樺太ニ在勤スルモノニ限ル一等ヲ貸與ス

宿舍ナキ時ハ宿舍手當トシテ月額三十七錢五厘ヲ支給ス

四 俸給、手當及旅費等ノ支給要領

海軍省令第十一號（國民徵用令ニ依リ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件）ニ依リ支給ス

イ 俸給ハ被徵用者が出頭スベキ場所ニ出頭シタル日より徵用ヲ解除セラレタル日迄、在勤加俸ハ被徵用者が在勤處ニ到着ノ日より徵用ヲ解除セラレタル日迄夫々其ノ就業處ニ於テ之ヲ支給ス

ロ 俸給ハ本人ノ申出ニ依リ直接家族ニ下渡スルコトヲ得赴任旅費ハ被徵用者ノ居住地ヨリ出頭應ニ出頭スル場合及出頭應ヨリ就業處ニ赴ク場合ニ在リテハ出頭應ニ於テ之ヲ支給シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ出頭應又ハ就業處ニ

於テ之ヲ支給ス但シ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭シ得ザル者ニハ被徵用者ノ居住地ノ市町村ニ於テ海軍内國旅費規則第四條ニ定ムル旅費等級一等兵額ニ相當スル額ヲ繰替支給ス

第八 徵用セラルベキ者ノ銓衡方針

- 一 身体強健ナル者ヲ先ニスルコト
- 二 年齢ノ若キ者ヲ先ニスルコト
- 三 獨身者ヲ先ニスルコト
- 四 扶養家族ノ少キ者ヲ先ニスルコト
- 五 現ニ在學中ノ者ハ成可ク之ヲ避クルコト
- 六 従業者雇入制限令ノ事業ノ重要度ニ應ジ其ノ者ヲ使用スル

事業ヲ考慮シ重要度低キモノニ於テ就業スル者ヲ先ニスル

六

事業ノ重要度低キモノト雖モ徵用ニ依リ當該事業ニ著シキ

支障ヲ來サシメザル様當該就業場ニ勤務スル各關係技術者

三

對スル徵用員數ノ割合ニ付適當ニ考慮スルコト

官廳使用者ニ付テハ各省系統別ノ割當ヲ越エザルコト

九 配屬官廳別人員ノ總數ハ變更セザルコト

第九

徵用事務手續

一 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ豫メ調製シ置キ

タル連名表ニ據リ割當人員ノ約一倍半乃至二倍程度ノ適格

者ヲ選定シ國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メ身体

検査ヲ爲シ事情ヲ聴取スルコト

二 銓衡ノ際ハ官廳使用者ニ就キ當該官廳ヨリ意見ヲ申出アリ

タルトキハ許可ク之ヲ尊重スルコト

三 第一號ノ檢査ノ結果ニハ許可ク各鎮守府及要港部ノ係官立

會ヲ爲スヲ適當トスルコト

四 被徵用者ニ應徵ノ用意ヲ爲サシムル爲徵用令書ノ交付ト出

頭官衙ニ出頭スベキ日トノ間ニ成可ク十日以上ノ期間ヲ置

クコト

第十

割當

道府縣別各省系統別割當別表ノ通

徵用ヲ必要トスル理由

海軍ノ軍備充實計畫ニ伴フ緊急所要ノ土木建築工事ニ従事セシムル
土木、建築、電気、機械技術者（雇員級）充足ニ關シテハ昨年九月
以降極力募集ノ方法ニ依リ努力シタルモ尙所要員數ノ約一〇%ヲ獲
得シタルニ過ギザル狀態ニシテ緊急ヲ要スル海軍軍備充實ノ成否ニ
重大ナル影響アルベキヲ以テ之ガ充足極メテ緊要ナルニ依リ海軍大
臣ノ請求ニ依リ茲ニ徵用ヲ實施スルノ要アルモノト認ム

割當方針

- 一、土木技術者ニ付テハ役員數二三二名ノ中九〇名（四〇％）ヲ官廳被用者ニ割當テ（有資格登録者總數ノ一％）一四二名（六〇％）ハ公共團體被用者及民間ニ割當テ（有資格登録者總數ノ一六％）タリ
- 二、建築、電氣、機械技術者ハ全部之ヲ民間ニ割當タリ

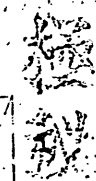
C-0028

0095

極秘

土木技術者（雇員級）徴用當表^割

計	北海	青島	營口	宮城	鞍山	本溪	大連	長春	哈爾濱	齊齊哈爾	德惠	山陰	廣安	開通	嘉興	烏魯木齊	和寧	奈曼	大興	京師	三河	慶豐	靜海	岐山	長嶺	山陰	福山	石井	富錦	神農架	東寧	千島湖	塔子溝	群力	柞木	茨河	福安	山陰	休寧	宮城	營口	青島	北海	縣府						
八〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
八三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
八六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
八九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
九二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
九五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
九八	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一〇一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一〇四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一〇七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一〇八	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一一一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一一四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一一七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一二〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一二三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一二六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一二九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一三二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一三五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一三八	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一四一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一四四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一四七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一五〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一五三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一五六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一五九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一六二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一六五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一六八	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一七一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一七四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一七七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
一八〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四																



建築技術者（雇員級）徴用割當表

考

計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	和歌山	奈良	大阪	京都	兵庫	徳島	香川	高松	愛媛	高知	福岡	佐賀	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
八九〇四	一九四	二六	五三	八七	四二	六七	四三	三〇	四四	四四	二六	七〇	七二	七一	七六	五三	六一	六四	一五	二八	六八	五八	四九	三九	四一	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一
二三二	大							三			八〇	三三	三三	三三	二四	二八	二	五九	三	二	一四	一三	二											

極秘

機械技術者(雇員級)徴用割當表

[illegible]

極秘

各省別土木技術者(雇員)登録者数及徴用割當表

省	宮内省	内務省	大蔵省	司法省	文部省	農林省	商工省	逓信省	鉄道省	厚生省	陸軍省	海軍省	合計
北海道	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
青森県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
岩手県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
宮城県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
秋田県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山形県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
福島県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
茨城県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
栃木県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
群馬県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
埼玉県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
千葉県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
東京都	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
神奈川県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
新潟県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
富山県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
石川県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
福井県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山梨県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
長野県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
岐阜県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
静岡県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
愛知県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三重県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
滋賀県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
京都府	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
大阪府	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
兵庫県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
奈良県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
和歌山県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
鳥取県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
島根県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
岡山県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
広島県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山口県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
徳島県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
香川県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
愛媛県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
高知県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
福岡県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
佐賀県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
長門県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
大分県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
熊本県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
鹿児島県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
沖縄県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考 括弧内ノ数字ハ割當員数トス

接 受	昭 和 十 五 年 五 月 三 十 日	決 裁	昭 和 十 五 年 五 月 三 十 九 日	告 白
起 案	昭 和 十 五 年 五 月 三 十 日	施 行	昭 和 十 五 年 五 月 廿 九 日	合 送
		昭和拾五年五月廿九日		送
		結		送
		昭 和 十 五 年 五 月 日		送

管理局長

行政課長

事預官

主任

1

南華白牌
一四九

國書總務
部長

兔

部局表

石 務 省

送付部数
一四部
一〇部
八部

南無長官

国民徴用関係法令通牒送付件

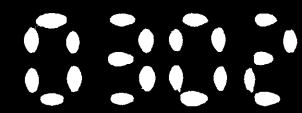
厚生省発行に係る標記印刷物 部御参考迄

送付ス。

(起案用紙三號ノ二)

(日本標準規格B5)

C-0028



大日本帝國政府



收登第一三七號

昭和十五年五月二十四日

厚生省職業部登録課長

拓務省管理局行政課長 殿

國民徵用關係法令通牒ノ件

本月二十三日管行第二八四號ヲ以テ御申越ニ係ル標記印刷物五〇部

本日別途送付致候條御查收相成度

發登第一八號

昭和十五年五月十八日

厚生省職業部登録課

拓務省管理局行政課 御中

印刷物送付ノ件

左記印刷物御參考迄ニ別便ヲ以テ送付候條御查收相成度

記

國民徵用關係法令通牒

三部

登錄簿等日主簿外此六分ヨリ却返送付依格ナリ

C-0028

昭和十五年四月

國民徵用關係法令通牒

厚生省

C-0028

0304

國民徴用令施行規則

昭和十五年四月一日

目次

一 國民徴用令の實施に就て	(附則)
二 國民徴用令系統圖	一
三 國民徴用令	二
四 國民徴用令施行規則	三
五 國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件	四
六 國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費規則	四
七 徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件	四
八 國民徴用令ニ依リ隨軍ニ徴用セラレタル者ノ給與ニ關スル件	四
九 國民徴用關係通牒	五
國民徴用令ノ施行ニ關スル件	五
徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨ニ關スル件	五
國民徴用事務取扱心得ニ關スル件	五
國民徴用事務取扱ニ關スル件	五
國民徴用令ニ依リ徴用セラレタル者ノ處遇ニ關スル件	五
國民徴用令ニ依リ徴用セラレタル者ノ取扱ニ關スル件	五

C-0028

國民徴用事務取扱ニ關スル件
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件省令
ニ同出頭旅費規則中改正ニ關スル件

〔附 録〕

一 國民徴用令ニ依ル出頭旅費及經費繰替ニ關スル參考様式
朝鮮、臺灣、樺太、南洋羣島ニ於ケル關係法令

朝鮮、臺灣、南洋羣島

國民徴用令施行規則
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件
徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支拂方ニ關スル件
臺灣
國民徴用令施行規則
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費規則
樺太
國民徴用令施行規則

國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費規則
國民徴用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件
徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支拂方ニ關スル件
南洋羣島
國民徴用令施行規則

- 三 國民職業能力申告令
- 四 國民職業能力申告令施行規則
- 五 國民職業能力申告令第二條ノ指定
職業指定
學科指定
技能者養成施設指定
檢定、試驗及免許指定
- 六 國家總動員法(抄)
總動員業務指定令

C-0028

一 國民徵用令の實施に就て

一 は し が き

國民徵用令は昭和十四年六月十四日首相官邸に開かれた國家總動員會議に於て其の要綱を審議決定せられ之に基き同年七月四日閣議決定を経て同八日公布せられ十五日より實施せらるることとなつた。本制度は國家總動員法（以下法と稱す）第四條の規定に基くものであるが同法同條は左の如く規定して居る。

國家總動員法第四條（政府へ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ）
即ち戰時中人的資源の統制運用上必要あるときは（法第一條參照）勅令の定むる所に依り國民を徵用して戰爭遂行に必要な業務（法第二條參照）に従事せしむることの出来る旨を明かにして居る。元來此の法第四條は昭和十三年國家總動員法の制定に當りて始めて登場して來たものではない大正七年制定せられた軍需工業動員法には政府が戰爭目的遂行の爲に兵役に在る者又は在らざる者を召集又は徵用して國又は國の管理する施設に於て行ふ業務に従事せしめ得る規定があつた。之が昭和十二年國家總動員法の制定と同時に軍需工業動員法は廢止となり法第四條となつて現はれたのである。以上の如く歴史は

古いのであるが然し眞に徴用を必要とする時局にならなかつた爲か國民の注意を受けることが比較的少かつた様であるが、然し昭和十二年國家總動員法が議會に上提さるや此の條項を繞つて相當活潑な議論が爲された。今回勅令の制定に當つても相當論議せられて現勅令となつたのである。

二 立法理由

支那事變勃發以來軍需生産確保、生産擴充等の爲に勞務の需要が急激に増加したが、之に對し中堅勤勞青年が多數第一線に動員される等の原因もあつて要員の充足が次第に困難となつて來たのである。即ち曾ては募集人員に對する應募人員の割合は二倍以上もあつたものが最近に至つては、求人數の増加に對して應募數の激減を見るに至つた。特に技術者や經驗工に關しては不當な引拔に依るに非ざれば自由募集の方法に依つては充足殆んど不可能な狀態に立至つたのである。之は職業紹介機能を充分に發揮して軍需充足第一主義を標榜して萬全の努力を拂ひ來つた上の結果であるので之を以て見るも自由意志を前提とする方法は漸次行き詰つて來たことを實證して居るのである。而も他面勞務者の需要は絶對的となつて來たので遂に法第四條の發動を見るに至つたのである。

法第四條は戰時體制整備の意味に於ても極めて重要な意義を有するのであつて所謂國民動員の中核を爲す規定である。

歐洲大戰當時獨逸の祖國補助勤務法、其の徴用法等は銃後動員の一例であるが現在に於ても獨逸の如きは國民徴用に關する整備された法令を有して居る。

以上述べた如く國民徴用令は現に國民を徴用して總動員業務に従事せしむる必要の起つて居ることと銃後動員の一要として戰時體制の整備強化を圖るといふ意味を以て制定せられたのである。

三 徴用は如何なる場合に行はれるか

徴用は職業紹介所の職業紹介其他募集の方法に依り所要の人員を得られざる場合に限り行はれる（第二條）。即ち原則として要員の充足は職業紹介其他自由意思を前提とする募集の方法に依るのであるが然し勞務資源が潤滑して而も他面要員の充足を絶對に必要とする場合に於てはかかる自由意志を基調とする方法では到底國家の要求を充つことが出來なくなる。此の場合に於て始めて徴用といふ強制權が發動するのである。然し職業紹介又は募集に依り要員の充足が困難なる總ての場合に於て徴用が行はれるのではなく國の行ふ總動員業務に必要な要員が右の方法では得られない場合に限り徴用が行はれるのである。勞務の適正なる配置の爲には國家總力戰の立場から見れば軍管理工場や民間工場等に於て要員充足困難な場合にも徴用の手段が採られて然るべきであらう。大正七年の軍需工業動員法は民間工場にも徴用が出来る旨規定してあつたのである。然し徴用は臣民の自由を拘束する極めて重要な意義を有する制度であるから差當つて緊要不可欠の要求に應じ得る程度の所から實施すべきである。

で、今回は國の行ふ總動員業務に従事せしむる必要があり且自由募集で所要人員を得られざる場合に限りて行ふこととしたのである。

但し緊急にして自由募集の暇なき場合又は軍機上職業紹介又は募集の如き公表的方法に依ることを適當とせざる場合に於ては職業紹介又は募集等の前提なしに徵用を行ひ得ることとなつて居る。

四 徵用せらるべき者の範圍

徵用は國民職業能力申告令に依る要申告者に限り之を行ふことになつてゐる（第三條）之は國民登錄が徵用を前提とした制度であり現在徵用の對象となるべしと豫想せられる者は大體要申告者の範圍に含まれて居るのであり又登錄に依つて其の資格や能力の調査が出来て居なければ徵用を圓滑正確に行ふことが極めて困難なので一應此の範圍に限定したのである。國民登錄の要申告者に付ては國民職業能力申告令第二條に左の如く定めて居る。

- 一 内地、朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に居住する男子たること
- 二 年齢十六年以上五十年未満の者たること
- 三 右の條件を備へて居つて更に左の各號の一に該當する者たること
- 一 本令施行地内に於て引續き三月以上厚生大臣の指定する職業に従事する者
- 二 引續き一年以上前號の職業に従事し其の職業を繼ぐ其の職業を繼ぐたる日より五年を経過せる者

二 ざる者

- 三 厚生大臣の指定する大學、專門學校、實業學校に於て厚生大臣の指定する學科を修め其の學校を卒業したる者
 - 四 厚生大臣の指定する技能者養成施設に於て所定の課程を修了したる者
 - 五 厚生大臣の指定する検定者は試験に合格したる者又は厚生大臣の指定する免許を受けたる者
 - 六 其の他厚生大臣の指定する者
- 徵用の對象となるべき者は右の要申告者であつて現實に登録した者といふのではない點を注意すべきである。要申告者にして登録しない者の中には左記の者がある。
- 一 要申告者に該當して未だ申告期限到来せざるに由り登録を了せざる者
 - 二 國民職業能力申告令第十二條で申告を免除されて居る者
 - 三 申告を怠り又は忘れて居る者
 - 四 右三者は登録しなくとも要申告者であるが故に徵用の對象となる。特に三號に該當する者は若し意識的に登録を怠ることに依つて徵用を免れることがあつてはならないので登録なくとも徵用するのである。寧ろ却つて斯る者に對しては國民負擔の公平を期する意味に於て斷平たる處置に出づる必要がある。

登録せざる要申告者中二號に該當する者は本令で徵用するを適當としない者であるから國民徵用令第

二十一條で本令に依り徴用せざる旨規定してゐる。即ち
第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徴用セス
一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱
ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍屬（被徴用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタル者ヲ除ク）

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

又二十二條に於ては理論上は國民登録の要申告者である限りは徴用の対象となるのであるが然し人的
資源の統制運用上徴用を避くるを適當とするが故に特別の必要ある場合の外は徴用せざる者を規定した
のである。

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除ク外之ヲ徴用セス

一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、特選官吏又ハ公吏

二 帝國議會、道府縣會、市町村會（並ニ之ニ準ベキモノノ議員

三 總動員業務ニ従事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

特別の必要とは運用上徴用の対象とせざることを意味するが然し右に列記する者に於ても國務大臣や帝
國議會の議員と市町村會の議員や民間工場に勤ム者と同視することは出来ない。二運用上此の中には或
る場合には徴用せらるる者がないと斷言出来ないものである。
尙徴用中要申告者に該當せざるに至りたる者を引續き徴用する必要があるときは之を引續き徴用が出
來ることになつて居る。

五 徴用 手續

總動員業務を行ふ官衙（陸海軍の部隊及學校を含む以下同じ）の所管大臣から斯々の人員を必要とす
るが職業紹介や募集の手を盡したが何人だけではどうしても充足できないから徴用して貰ひ度いと請求し
て来る。厚生大臣は其の請求を見て徴用に依るを妥當と認むるときは徴用命令を發して地方長官に通達
する。地方長官は徴用命令の内容に従つて徴用せらるべき者を決定して之に對して左記の如き徴用令書を
發し之を交付するのである。

第 一 節 徴用令受領書

姓名 氏 名 殿

出生年月日 昭和 年 月 日

出生地 北海道 支庁 市町村 町 丁目 番地

職業 職名 職種

徴用令 受領 年月日 昭和 年 月 日

徴用令 受領 場所 市町村 町 丁目 番地

第 二 節 徴用令受領書

姓名 氏 名 殿

出生年月日 昭和 年 月 日

出生地 北海道 支庁 市町村 町 丁目 番地

職業 職名 職種

徴用令 受領 年月日 昭和 年 月 日

徴用令 受領 場所 市町村 町 丁目 番地

此の手續の實務を概説すると次の通りである。登録カードに基いて職種別技能程度別に且年齢や扶養家族等の数や現に従事する業務の属する事業の重要性に基き徴用せらるべき者の連名表を職業紹介所が平素から調製し置き其の連名表に基き員徴表を知事及厚生大臣の許に提出して置く。之に基いて厚生大臣は全国的勞務構成を見たと上でブロック別或は府縣別割當を爲して徴用命令を發するのである。此の命令の中には徴用するべき者の資格、徴用するべき者、就業場より徴用すべき比率其の他必要な事項は總て記載する。此の命令が地方長官に到達せられると命令の内容に従つた規程に基いて職業紹介所長に連名表の寫を提出せしめる(平素から豫め提出せしめて置く場合もある)。之に基いて知事が徴用豫定者を定め勅令第十條の規定に依り其の者の出頭を求めて(職業紹介所に出頭を求める場合もある)身體検査をなし又事情を隨取する。此の際陸海軍等より係官が立會ふ場合もある。斯くて知事が厳正なる選定をなして被徴用者を決定し、徴用令書を作成して職業紹介所長又は市町村長に之を渡し其處から使下を以て本人に交付される。本人不在の時は月主世帯主又は使用主等に渡し本人へ交付せしめるといふ順序になるのである。

扱て夫れでは同じ技能を有する者が多岐ある場合に如何にして具體的に被徴用者を決定するかといふことは極めて大事なことであつて勅令第九條は被徴用者を決定する場合に斟酌すべき事項を明記して居る。

即ち其の者の居住及就業の場所、職業、技能程度、身體の狀態、家庭の狀況、希望等を斟酌するのである。

ある。更に明文はないが人的資源運用の本来の目的からして産業の重要性といふことも充分考慮しなければならぬ。斯くて大體の方針としては

- 一 現に技能を有つて居て其の技能を活用して居ない者を活用する様にする
 - 一 特種技能を有つて居る者を徵用する場合は其の技能を生かす様な仕事にのみ徵用する
 - 一 不急産業から先に徵用する。不急産業でも其の産業が立ちいかなくなることはない様に考慮する
 - 一 身體強健で素果の少ない者を先にする
- 其の他徵用先や其の仕事の性質等に應じ徵用さるべき者に就いて充分考慮を拂つて徵用の順位を定めるものである。

六 出頭の變更及徵用の取消、變更、解除

徵用令書を受けたる者が疾病、傷損、天災、地變、傳染病の爲の交通遮斷其他避くべからざる事故に因り指定の日時及場所に出頭出来ない時には徵用令書を發したる地方長官に其の旨届出なければならぬ。(令第十一條國民徵用令施行規則第九條)此の届出をしないで無断で出頭しない國家總動員法第三十六條第一號の徵用に應ぜざる者として二年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。此の届出は規則第九條の規定に依り證明書を添付して爲さなければならぬが出頭の日時が迫つて急を要する場合は取敢へず電報なり電話なりで事情を申出る必要がある。此の届出があつた時は地方長官は

事情を調査して或は出頭の日時及場所を變更し或は徵用の取消をなすのである。此の場合に於ては出頭變更令書又は徵用取消令書を交付する。徵用令書を發したる後右の届出に依らずして官の都合に因り出頭の日時又は場所を變更し或は徵用を不要とする場合が起るときは一般の徵用變更又は徵用解除として取扱はれるのである。

徵用後被徵用者は徵用令書で指定せられたる所に從つて官衙の長の指揮を受けて總動員業務に従事せしめられるのであるが(第十七條參照)然し種々の都合で或る時は就業の場所を變更し或るときは類似の他の職業に従事せしむる必要が生ずる此の場合に於て一々徵用を解除して改めて徵用を行ふこととするは著しく不便であり又業務其のものにも影響する所が尠くない。そこでかかる場合は徵用の變更を所管大臣から厚生大臣に請求出来ることとしたのである。(令第十二條)

その請求に基いて厚生大臣が徵用變更命令を發することにして居る。此の規定は他面に於て被徵用者を使用する官衙に於て自由勝手に徵用の内容を變更することを禁じて居るのである。元來徵用する際は徵用の必要(一定の場所に於て一定の業務に一定期間従事せしむる必要)に應じてその人の事情や産業の事情を考慮して被徵用者を決定したのであるから之を自由に變更することはたとへ使用する官衙の側から見れば好ましいことであつても本人の立場と人的資源の統制運用の立場から見れば決して感心出来ないことである。例へば居住地で勤務が出来るといふので累系多く家庭から離れ難い人を徵用したのであるがそれを何時の間にか満洲に於て就業する様に變更した

といふ様なことは適當を缺くのである。そこで如斯相當嚴格な手續を経る必要がある譯である。

次に徴用の解除であるが徴用された者は徴用の期間が満了した時又は令第二十一條の規定に該當するに至つた場合は徴用は終了し當然に解除になる譯である。又引續き徴用する必要がある場合の外國民登録の要申告者に該當せざるに至つた場合に於ても徴用は當然解除になるのであるが、然し如斯當然に徴用の解除にならぬ場合（徴用期間内）に於ても其の者が疾病其の他の事由に因り總動員業務に従事し難くなつたとき又は従事せしむる必要がなくなつたときには所管大臣から徴用の解除を厚生大臣に請求しなければならぬ。此の請求があつた時又は請求がなくとも厚生大臣必要ありと認めたるときは徴用解除命令を發するのである。又本人が疾病傷病其の他の事由に因りて總動員業務に従事し難いときは其の事を所管大臣迄申出で所管大臣より厚生大臣に徴用解除の請求を爲すことを求むることが出来るのである。徴用變更や徴用の解除は厚生大臣の命令に依り地方長官から令書を發する此の令書は被徴用者を使用する官衙を経由して爲される。（國民徴用令施行規則第十一條）被徴用者の就業の場所が外國なる場合には厚生大臣から令書が發せられるのである。

七 徴用せられたる者の身分、給與及旅費（令第十七條 第十八條 第十九條）

徴用とは國民をして強制的に一定の作業に従事せしむることであつて、その業務が或は現在行つて居る業務であることもあらうし或は他の業務であることもあらう。又強制的に業務に従事せしめらるゝ結果

果その業務が或る特定者の經營に屬する場合にはその經營主體との間に使用從屬の關係が起る場合もあり又自營業者はその業務に強制的に従事せしむる場合には單にその業務を行ふことを廢止し得ない結果を生ずる場合もあるであらう。何れの場合に於ても徴用そのものは強制的に一定作業に従事せしむる行政處分であつて、そのこと自體には何等特定の身分の設定を内容として居ないのである。唯それが適用される社會關係の實體の差異に因つて反射的效果として、或は使用關係が起り或は自營業務が発生するのである。國民徴用令の場合には國の行ふ業務に限定せられてゐるから徴用中は官衙の長との間に使用從屬の關係が起り其の指揮に従つて業務に従事しなければならぬのである。若し指揮に従はなければ業務に従事せざる者と言ふことになるのである。隨而以上の如き徴用の法律上の効果が阻害せられざる限りその上に如何なる身分が加はらうとも何等差支へないことである。即ち徴用處分があつたからといつて徴用の身分關係が當然に消滅するわけでもなく又徴用中に徴用の効果と矛盾せざる身分が新に加はつてもよいのである。

其處で徴用した場合に従前の身分をどうするか又其の後如何なる身分を與へるかといふことは徴用そのものの法律上の効果の問題ではなくて政策の問題となる。政府が徴用した者を處遇する方針としては大體左記の如く考へられて居る。

- 一 官吏を徴用したときは現官のまま應徴せしめ俸給は徴用先の官衙で支拂ひ徴用された従前の官職に於ては定員外として取扱ふ。

徴用期間中は恩給年数は當然通算せられ若し戦地等に派遣せらるるときは恩給法の定むる所に依つて一定年数が加算せられる。

若し徴用先の官職へ轉任せしむることが普通の手續を経て行はれると其の結果従前の官職の身分がなくなる。官吏以外の者についても應召者に準じて現在の身分を消滅せしめないで應徴せしめる。そして徴用期間を勤続年数に通算せしめる。唯應召者と異なる處は徴用先に於て相當の給與を支給するかから稀な場合を除いて差額支給といふことは官の場合も民の場合でもあまり重要でなくなるだけである。

現在應召した場合に文官については明治三十七年勅令第二百六號(文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル件)に依つて差額支給を爲すこととなつて居るが徴用の場合は明治三十八年勅令第四十三號(戰時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬センメタル文官補關ノ件)に依り定員外として處理する(陸海軍以外の官制に徴用せられたる場合に付ては目下勅令制定に付準備中)又現在應召したる公吏に付ては明治三十七年勅令第二百六號に準じたる條例を制定して差額支給の途を講じて居るが、徴用の場合の差額支給に付ては規定を要せざるも明治三十八年勅令第四十三號に準じたる條例を制定せしむる必要がある。民間から應召した者に付ても官公吏に準じたる處遇をなし現職の儘とし差額支給の意味を以て手當を支給して居るのを普通とするが徴用の場合は手當支給は減收の場合でなければ必要がないけれども現在の雇傭止の身分關係は存續せしめ徴用期間を勤

續年数に加算せしむる必要があるのである。

徴用せらるる者には旅費を支給する。徴用の適否を判定する爲に地方長官又は職業紹介所長が徴用候補者の出頭を求めたる場合は徴兵旅費規則に準じ、徴用令書を發したる後は召集旅費規則及各省の旅費規則に準じて支給する。徴用を解除せられて歸郷する場合に於ても旅費の支給を受ける。出頭の場合の旅費については徴兵召集の旅費に準じて市町村から一時繰替支辨を受け得ることとなつて居る。

八 徴用解除後の復職

徴用を解除せられた者の復職に付ては現官又は現職の儘應徴した者は解除と共に従前の官職又は職場に於て原職に復歸すること當然であつてこの點は應召の場合と全く同様である。又徴用の際徴用先官制に轉任し其處の官吏又は雇傭人として奉職することになつて居る者であれば徴用の解除があつても當然徴用先から退職し又は解雇となることはない。

其處で徴用の際已むを得ざる事情で従前の勤務先を退職又は解雇となつて居て徴用先に於て官吏又は雇傭人としての身分を得て居ない場合が問題となるが此の場合に於ても應召者と同様原職復歸を原則とし原職復歸不可能なときは優先就職を斡旋する等入替者職業保障法に準じた行政的處置を講ずるのである。

一六
若し行政的處置を以て所期の目的を果し得ざるが如き場合に於ては徵用解除者の復職保障につき別個に立法の方法が研究せられることになつて居るのである。

むすび

以上は國民徵用令の大體の内容であるが徵用は統後動員の最も重要な制度の一であるから徵用せらるる者も應召と同じ覺悟を以て之に應じ之を送る者も應召者を送ると同じ氣持を以て行を壯にすると共に其の家庭に對しては應召家族と同じ様な温い慰安をなすべきである。

C-0028

0315

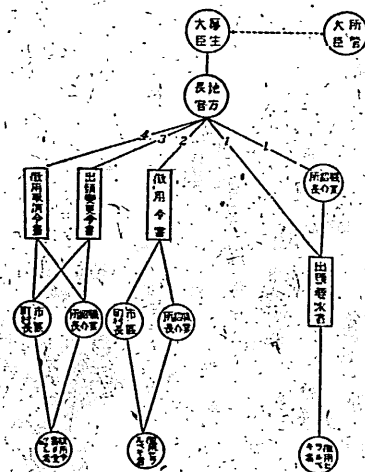
若し行政的處置を以て所期の目的を果し得ざるが如き場合に於ては徵用解除者の復職保障につき別個に立法の方法が研究せられることになつて居るのである。

むすび

以上は國民徵用令の大體の内容であるが徵用は銃後動員の最も重要な制度の一であるから徵用せらるる者も應召と同じ覺悟を以て之に應じ之を送る者も應召者を送ると同じ氣持を以て行を壯にすると共に其の家庭に對しては應召家族と同じ様な温い慰安をなすべきである。

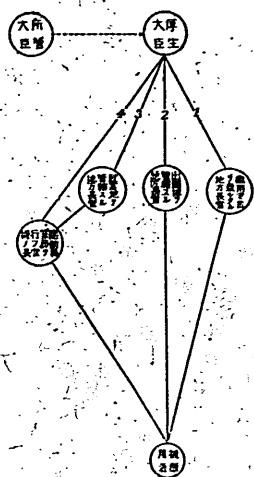
二 國民徵用命令系統圖

一 徵用命令



- 1 出頭要求書（令第十條）施行規則第三條
- 2 徵用命令書（同第七條）同 第六條
- 3 出頭變更命令書（同第十一條）同 第六條
- 4 徵用取消命令書（同第十一條）同 第六條

二 徵用變更命令、徵用解除命令



- 1 被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スルマデ（令第十三條）施行規則第十條
- 2 被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合（同）同 第十條
- 3 被徵用者ガ轉動員業務ニ従事（内地スル場合）（同）同 第二條
- 4 被徵用者ガ轉動員業務ニ従事スル（外地場合）（同）同 第二條

三 國民 徵 用 令

(昭和十四年七月八日
勅令第四百五十一號)

- 第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス
- 第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限リ之ヲ行フ但シ徵用中要申告者ヲザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス
- 第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス
- 第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ所管大臣徵用ニ依リ當該官衙ニ人員ノ配置ヲ必要ト認ムルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ
- 第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ハ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第三條第二號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
- 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得
一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所、國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ就テハ就業ノ場所
二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地
三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
四 徵用ノ期間
五 出頭スベキ日時及場所
六 其ノ他必要ト認ムル事項
第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否竝ニ従事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ
第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得
第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他適クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ
第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得
第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ノ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求スベシ
被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ツルコトヲ得
第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第二項ノ規定ニ依リ請求ナキ場合ト雖モ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ト協議シ徵用ヲ解除スルコトヲ得
第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サンニスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命

令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條
第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書
ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ
被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントストキハ前
二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ
第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ總動員業務ヲ行フ官衙ノ長ノ指揮ヲ受クベ
シ
第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ
他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス
被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ
之ヲ定ム
第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徵用者徵用令書ヲ交付ヲ受ケ指定ノ
場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス
前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村
又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ
厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ヲ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除
セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議
シテ之ヲ定ム

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ
基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該
官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ
一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱
ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍屬（被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク）

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員
七 法令ニ依リ拘禁中ノ者
第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除ク外之ヲ徵用セズ
一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏
二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員
三 總動員業務ニ従事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ
第二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セン
メ又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキ
ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得
市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキ
モノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲メ費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ
於テニ時繰替支辨スベシ
前項ノ費用及其ノ時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ
第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總

督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣又ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ
所管大臣トアルハ其ノ官衙ノ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除ク外朝鮮、臺灣、樺太
又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス
本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺
太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ
島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋
群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス
第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十
月二日ヨリ之ヲ施行ス

C-0028

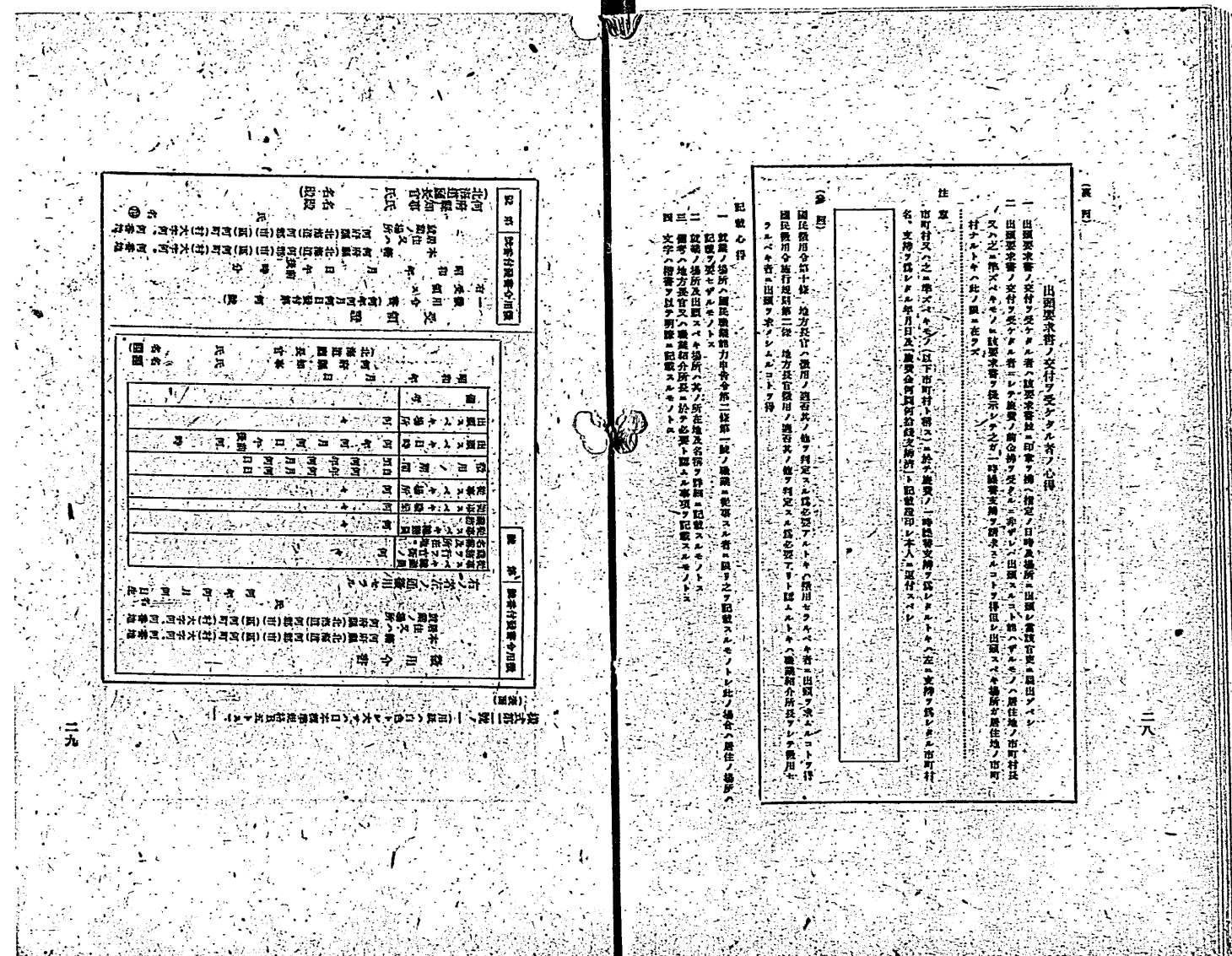
四 國民徵用令施行規則

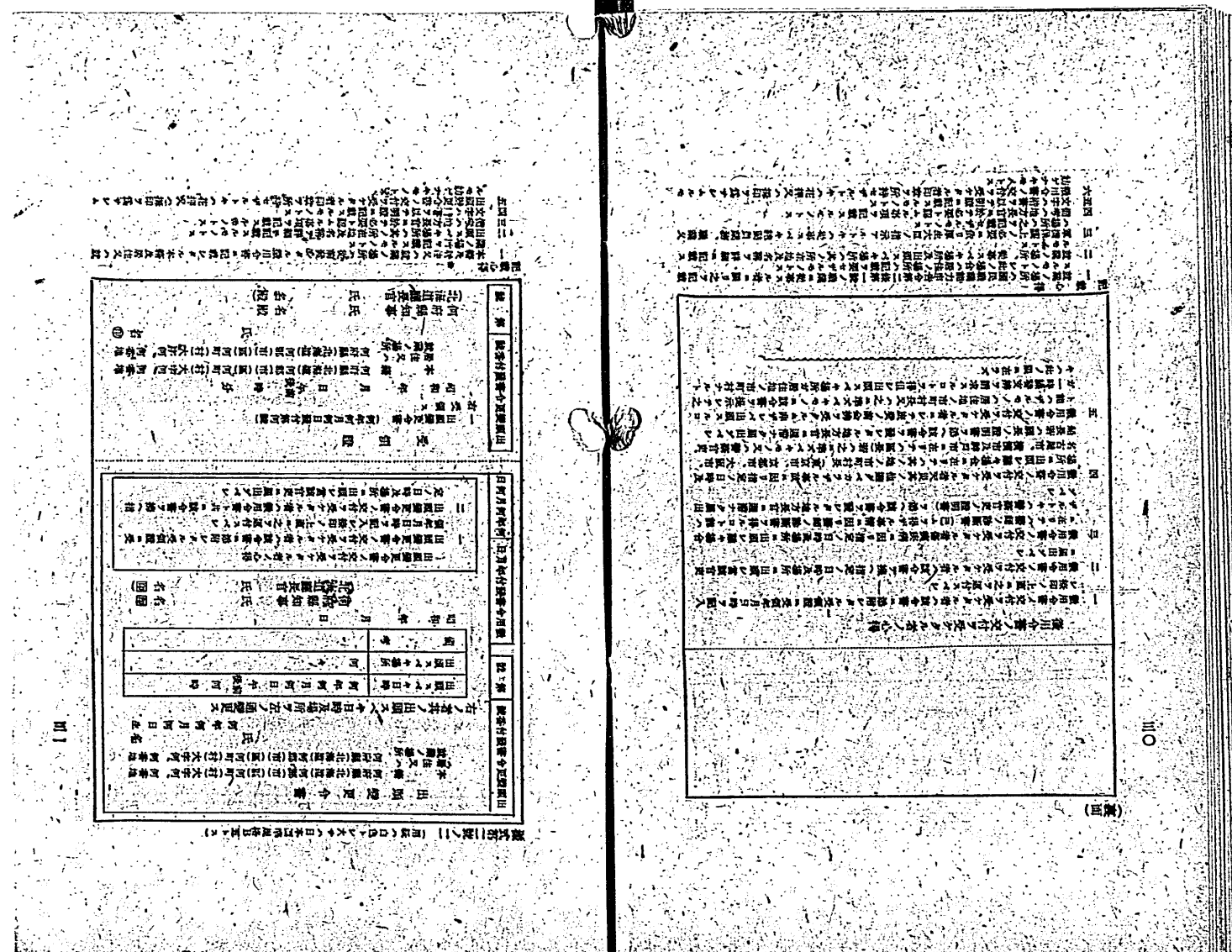
(昭和十四年七月十一日
厚生省令第十七號)

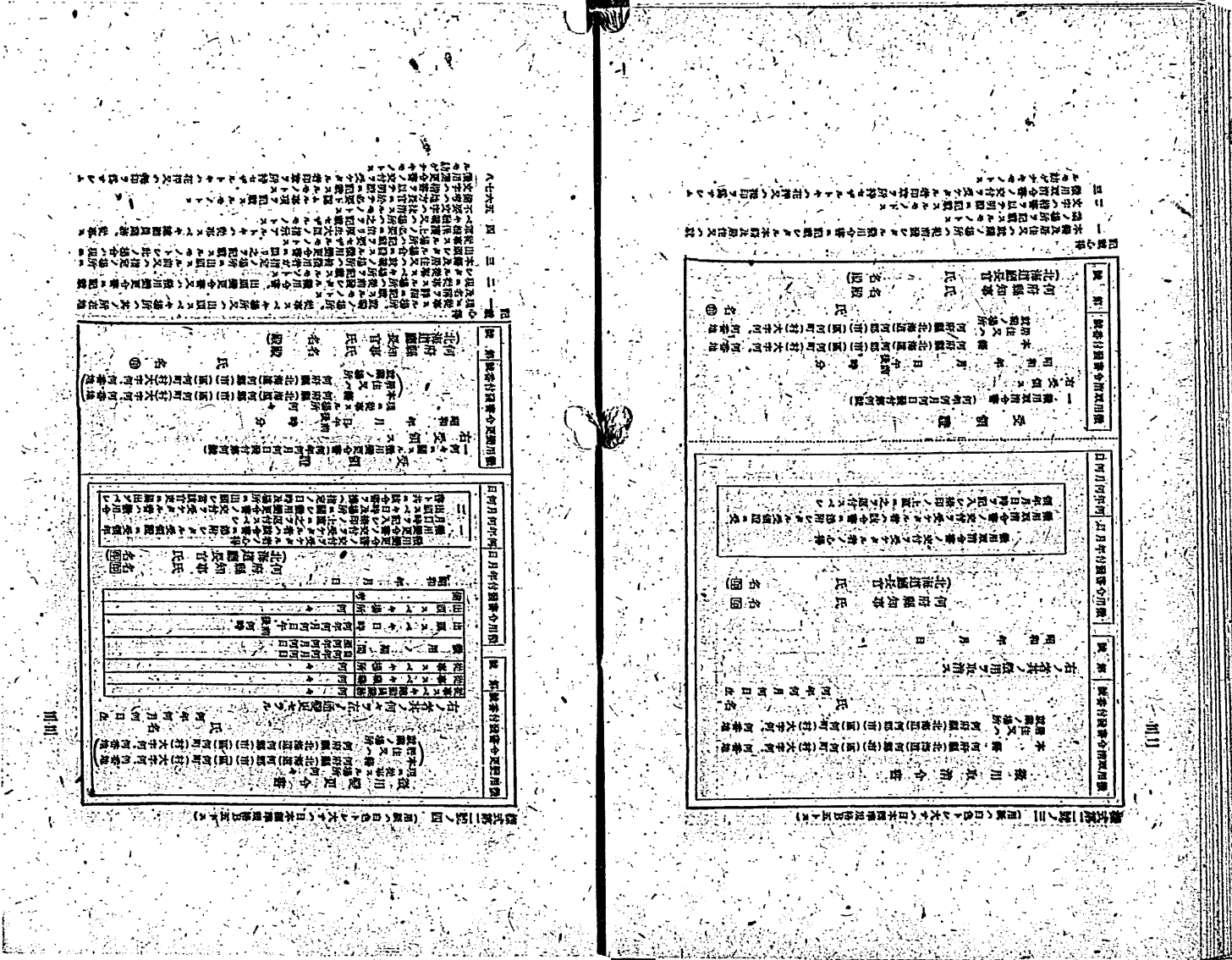
- 第一條 厚生大臣ノ發シタル徵用令、徵用變更令又ハ徵用解除令ハ文書ニ依リテ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル
- 第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求めシムルコトヲ得
- 第三條 地方長官又ハ職業紹介所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求めル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ニ依ル
- 第六條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ職業紹介所長又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長以下ニ同シ)若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ
- 第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ交付ヲ受ケタルト

- キハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 第九條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ送附ナク之ヲ爲スベシ
- 一 傷病疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診断書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診断書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
- 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書
- 第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發シタル徵用變更令又ハ徵用解除令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス
- 第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發シタル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者、總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ
- 第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書

C-0028 |







C-0028

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、

五 國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

(改正昭和十四年七月十一日厚生省令第十八號)
(改正昭和十五年四月十八日厚生省令第十三號)

- 第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル地方長官(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ當該職業紹介所所在地ヲ管轄スル地方長官トス以下之ニ同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス
- 第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハサル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ一時繰替支辨スベシ
- 第三條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ徵用セラルベキ者ニ返付スベシ
- 第四條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別表様式ニ依リ出頭ヲ求メタル地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表) (改正昭和十五年四月省令第十三號)

國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書
金何圓也
但徵用セラルベキ者ノ出頭旅費何人分ニジテ其ノ氏名別記ノ通り

一人ニ對スル内譯

種 別	區 間		員 數	金 額	備 考
	自	至			
鐵 道 貨 貨			軒		
軌 道 貨 貨			軒		
自 動 車 貨 貨			軒		
船 貨 貨			軒		
陸 路 雜 貨 貨			軒		
車 馬 貨 貨			軒		
宿 泊 料			夜		

出頭ノ場所	何府縣知事宛	何年何月何日午前(午後)何時	何府縣知事宛	何年何月何日午前(午後)何時
	(北海道廳長官)			
記載例				
一 請求書ハ正副二通トス				
二 旅行ノ異ル毎ニ別紙トスルコト				
三 鐵道、陸路等數區間ヲ通算スル場合ニ於テハ之ガ内譯ヲ備考欄ニ記載スルコト				
四 急行料金、通行税、船賃等ハ船賃等ノ該當欄ニ於テ其ノ區別ヲ示シ貨金ト併記シ又ハ				
貨金ト合算シ之ガ内譯ヲ備考欄ニ記載スルコト				
五 摘要欄ニハ官ノ都合其ノ他已ムラ得ザル事由等必要ナル事項ヲ記載スルコト				
六 氏名書ハ便宜ノ形式トシ本人ノ居住地ヲ記載スルコト				

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 何 某 印

六、國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則 (昭和十四年七月十一日厚生省令第十九號) (改正昭和十五年四月十八日厚生省令第十四號)

- 第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ地方長官徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本規則ニ依リ之ヲ支給ス
- 第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムラ得ザル事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル
- 第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、軌道旅行ニハ軌道賃、省營自動車旅行ニハ自動車賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行税、船賃、及雜費等)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ(一)里毎ニ陸路雜費十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上二里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス(昭和十五年四月) (省令第十五號改正)
- 鐵道八十五軒以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金ヲ支給ス但シ急行料金ヲ徴セザル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ同上

C-0028

鐵道、軌道、省營自動車又ハ水路ニ依ラザル旅行ヘ之ヲ陸路旅行トス(同上)
第四條 宿泊料ハ一夜ニ付一圓五十錢、滞在日當ハ一夜ニ付五十錢トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス(同上)
官用ノ屋舎等ニ宿泊スル場合又ハ水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ別ニ食費ヲ要スルトキハ食卓料
一夜ニ付一圓ヲ支給ス(同上)
第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ
外鐵道旅行ハ四百杆、軌道旅行ハ三百杆、省營自動車旅行及水路旅行ハ二百杆、陸路旅行ハ十里ニ付
一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス(同上)
第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ付テハ陸路雜費ヲ支給セズ但シ片路三十杆以上ノ他ノ旅行ニ互ル陸
路旅行ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(同上)
第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ第三條及第八條ノ旅費ヲ支給セズ(同上)
第八條 不具發疾傷損疾病等ノ爲歩行シ能ハザルトキハ其ノ陸路旅行ニ付テハ二里毎ニ車馬賃五十錢ヲ
支給ス但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス
前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ
第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給シ此ノ場合ニ於テ
ハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル
第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂フ受ケル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ

第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ請求ノ事由ヲ詳具スル外必要ナル證明書ヲ添附シ、順路ニ依ラザ
リシ場合、旅行日數ヲ増加シタル場合等ニ於テハ其ノ事由ヲ詳具スル外市町村長(東京市、京都市、
大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長、若ハ之ニ準ズベキモノ、警察官吏、驛長又ハ船
長等ノ證明書ヲ添附スベシ但シ不具發疾傷損疾病等ノ爲オルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情
ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ)ヲ添
附スベシ(昭和十五年四月
省令第十四號改正)
第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ
附、則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
附、則 (昭和十五年四月省令第十四號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件
(昭和十四年七月十一日 厚生省令第二十號)

第一條 國民徴用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ徴用令書ハ出頭變更令書又ハ徴用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トス

第二條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證憑書類ヲ具シ徴用令書ハ出頭變更令書又ハ徴用取消令書ヲ發シタル地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

八 國民徴用令ニ依リ陸軍ニ徴用セラレタル者ノ給與ニ關スル件
(昭和十四年七月十四日 陸軍省令第三三號)

第一條 國民徴用令ニ依リ陸軍ニ徴用セラレタル者(以下徴用員ト稱ス)ノ給與ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

本令ニ明文ナキモノハ陸軍軍屬ノ給與ニ關スル規定ニ依ル

第二條 官吏タル徴用員ノ給與ハ俸給ニ付テハ前官衙ニ於ケル俸給ニ關スル規定ニ依リ其ノ他ノ給與ニ付テハ陸軍文官ノ給與ニ關スル規定(朝鮮又ハ臺灣ニ勤務シタルモノニシテ朝鮮又ハ臺灣ニ徴用セラレタルモノノ在勤加俸ニ付テハ前官衙ノ在勤加俸ノ規定ニ依ル)ヲ準用ス

第三條 前條以外ノ徴用員ノ給與ハ陸軍ノ嘱託員又ハ雇員ノ給與ニ關スル規定ヲ準用ス但シ徴用員ノ手當又ハ給料ノ初給基本額ハ待遇官吏又ハ公吏ニ在リテハ前官衙又ハ公署ニ於ケル従前ノ俸給額ニ相當スル額(嘱託者手當トシテ取扱フモノトス)ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ別表ニ依リ徴用令書ニ記載セラレアル出頭場所タル陸軍部隊(以下出頭部隊ト稱ス)ニ於テ之ヲ定ムベシ

第四條 俸給(手當、給料ヲ含ム以下之ニ同シ)ハ出頭部隊ニ出頭ノ日ヨリ徴用ヲ解除セラレタル日迄徴用員ガ現ニ業務ニ従事スル部隊(以下就業部隊ト稱ス)ニ於テ之ヲ支給スベシ

第五條 在勤加俸、特別手當又ハ戰時増給(陸軍戰時給與規則第六條若ハ第十六條又ハ昭和十二年勅令

第四百三十四號ニ規定スル増給ヲ謂フヘ就業部隊ニ到着ノ日より徵用ヲ解除セラレタル日迄就業部隊ニ於テ之ヲ支給スベシ

第六條 官吏タル徵用員ニシテ出頭部隊ニ出頭スル場合及出頭部隊より就業部隊ニ赴ク場合並ニ徵用ヲ解除セラレ前官衙ニ復歸スル場合ノ旅費ハ陸軍旅費規則ニ定ムル陸軍文官ノ轉任轉職者ニ關スル規定ヲ準用ス但シ旅費ノ支給額ニ付テハ第七條ノ例ニ依ル

第七條 官吏以外ノ者タル徵用員ニシテ就業部隊ニ赴ク場合及ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 徵用員ノ現住地より出頭部隊所在地迄及出頭部隊所在地より徵用令書ニ記載セラレアル總動員業務ヲ行フ部隊(以下徵用部隊ト稱ス)ノ所在地迄ハ各順路ニ應ジ陸軍旅費規則ニ定ムル旅費及支度料(滿洲ニ赴ク者ニ限ル)並ニ昭和十二年勅令第四百三十四號ニ定ムル手當金(支那ニ赴ク者ニ限ル)ヲ出頭部隊ニ於テ支給ス
- 二 徵用部隊ノ所在地より就業部隊所在地迄ハ徵用部隊ニ於テ陸軍旅費規則ニ定ムル旅費ヲ支給ス
- 三 徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ハ就業部隊所在地より徵用セラレタル時ノ現住地ニ至ル順路及徵用中ノ身分ニ應ジ陸軍旅費規則ニ定ムル旅費ヲ就業部隊ニ於テ支給ス
- 第八條 前二條ノ旅行ヲ爲ス場合ニ在リテハ徵用員ノ現住地、出頭部隊所在地、徵用部隊所在地及就業部隊所在地間ノ各地間ヲ通ジテ之ヲ一社任旅行ト看做ス

第九條 徵用員ニシテ出頭部隊又ハ徵用部隊ニ於テ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合俸給、旅費其ノ他ノ給與ノ支給ニ付テハ出頭部隊又ハ徵用部隊ノ就業部隊ト看做ス

第十條 旅費ノ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ徵用ニ應ズルコト能ハサル者ニハ徵用員ノ現住地市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徵用員ノ現住地より出頭部隊所在地迄順路ニ應ジ陸軍旅費規則ニ定ムル召集旅費ニ相當スル額(下士官以下ノ定額ニ依ル)及八十圓(滿洲又ハ支那ニ赴ク者ニ限ル)ヲ繰替支給スベシ

第十一條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ前條ノ旅費ノ繰替支給ヲ爲シタルトキハ徵用員出頭旅費受領證別紙様式ヲ徵シ徵用令書裏面ニ支給市町村名、支給年月日及「旅費金何圓何拾錢也支給済」ト記載證印シ徵用員ニ返付スト共ニ證憑書ヲ具シ其ノ轉任ヲ徵用員ノ出頭部隊ニ請求スベシ

第十二條 出頭部隊ハ前條ノ旅費繰替支給額ヲ調査シ徵用員ニ支給スベキ旅費ノ中より之ヲ控除シ殘餘ハ之ヲ本人ニ支給スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

別表

徵用員初給額標準表

區分	大學卒業者	專門學校卒業者	中等工業卒業者
本年卒業業者	八〇—六五圓	六〇—五〇圓	四〇—三五圓
實歴一年ニツキ加算額	五—四圓	四—三圓	三—二圓

備考 技師級ノ取扱ヲ爲ス者ノ俸給ハ職託者手當ト爲シ職員級ノ取扱ヲ爲ス者ノ俸給ハ職員給料トシテ取扱フモノトス

別紙様式

徴用員出頭旅費受領證書

一金

内 課

支給年月日	機務支給額	住 所	出頭部隊	受領者氏名印
何年何月何日		何府(縣)何郡(市)何町 村 何番地		何 某印
右ノ通線特支給候條拂戻相成度候也				
年 月 日		何府(縣)何郡(市)何町(村)長 氏		名 印

注意 印章ヲ携帶セサル者アルトキハ海印シムルコトヲ得

(參照)

明治二十七年八月一日公布勅令第三百三十三號陸軍戰時給與規則抄錄

第六條 戰地ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸着ノ日又ハ給與停止ノ前日マデ准士官以上軍屬ニハ俸給十分ノ五ノ士官又ハ准士官ニシテ月額四十二圓五十錢ニ滿テザルモノハ四十二圓五十錢、下士官以下ニハ給料十分ノ六ヲ増給ス但シ内地途中ニ在ル者ノ増給ハ准士官以上軍屬ニ在リテハ五分ノ一、下士官以下ニ在リテハ四分ノ一ニ減ズルコトヲ得

戰地ニ在ル者ハ戰地トナリタル日ヨリ給與停止ノ前日マデ前項ニ依ル
出頭又ハ戰地ノ要務ヲ完成シタル部隊ニ屬スル者、要務ノ警急配備ニ就キタル者、及對敵ノ目的ヲ以テ派遣セラレタル者ハ其ノ完成ノ日、配備ニ就キタル日又ハ派遣ノ日ヨリ戰地ニ出發ノ前日、戰地トナリタル日ノ前日、配備ヲ解キタル日、歸着ノ日又ハ給與停止ノ前日迄第一項ノ區分ニ依リ俸給ハ五分ノ二、給料ハ四分ノ一ヲ増給ス
臨戰合圍地境ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸着ノ日又ハ給與停止ノ前日マデ、臨戰合圍地境ニ在ル者ハ戒嚴布告若ハ宣告ノ日ヨリ戰地トナリタル日ノ前日又ハ戒嚴解除ノ日マデ前項ニ依ル
在勤加俸ノ支給ヲ受クル者前四項ノ増給ヲ受クベキ場合ニ於テ在勤加俸ノ額其ノ増給ノ額ヨリ多キトキハ平時ノ駐屯地ヲ離ルル日ノ前日迄在勤加俸ニ相當スル額ヲ給ス
敵ノ俘虜トナリ又ハ生死不明トナリタル者ハ其ノ間本俸ヲ増給ヲ停止ス
第十六條 戰時若クハ事變ノ爲メ業務ノ事務ニ從事スル部隊ニ在ル者ハ其ノ期間准士官以上及文官ハ俸給五分ノ一、下士官以下ハ給料四分ノ一ヲ増給ス其ノ部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム

昭和十二年八月十九日公布勅令第四百三十四號ハ北支事變ニ關スル陸軍戰時給與規則ノ特例ノ件ナリ

九 國民徵用關係通牒

◎國民徵用令ノ施行ニ關スル件 (昭和十四年七月十一日厚生省發第五三號)

今般國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ勅令第四百五十一號ヲ以テ國民徵用令ヲ制定公布セラレ本月十五日ヨリ施行相成ベキ處右ノ國ノ行フ總動員業務ニ必要ナル人員ヲ迅速適確ニ充足スルノ要アルニ由リ實施セラルモノニシテ現下ノ時局ニ鑑ミ極メテ緊要ナル制度ニ有之且本制度ノ實施ハ被徵用者等ノ生活ニ直接影響スル所故カラザルモノ可有之就テハ關係職員ニ右制度ノ趣旨ヲ充分徹底セシメ特ニ左記各項留意ノ上御督勵相成本制度ノ施行運用上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

記

- 一 國民徵用事務ニ從事スル職員ハ國民徵用ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上特ニ慎重ヲ期シ且迅速適確ヲ期スルコト
- 二 職員ハ徵用事務ノ執行ニ當リテハ嚴正公平ヲ旨トスルコト
- 三 職員ハ徵用事務ニ付知り得タル事項ヲ漏洩セザルハ勿論報簿書類ハ「秘」ノ扱ト爲シ之ガ保管ニ慎重ヲ期スルコト
- 四 職員ハ徵用セラルベキ者其ノ他ノ者ニ應接スル場合ハ特ニ言動ヲ慎重且懇切ヲ旨トスルコト

◎徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨ニ關スル件

(昭和十四年七月二十二日發第五六七號)

徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書交付ニ關シ特ニ使下ノ儲入ヲ必要トスル場合ニ於テハ昭和十四年七月十一日厚生省令第二十號徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件第二條ノ規定ニ依リ令書交付ニ關シ直接必要ナル使下ノ貸金ハ一日貳圓ヲ標準トシ軍ノ召集令狀交付ノ場合ニ準ジ措置セシメラレ度

◎國民徵用事務取扱心得ニ關スル件

(昭和十四年七月二十五日發第五七三號)

先般開催ノ地方別道府縣職業課長(又ハ社會課長)並ニ職業紹介所長事務打合せニ於テ指示相成候標記ノ件第七條ニ「地方長官被徵用者ヲ決定スル場合ハ召集等ニ支障ナカラシムル爲メ聯隊區司令官又ハ海軍人事部長ニ協議スベシ」ト有之候處右ハ協議ヲ要セザルコト相成候ニ付御了知相成度
追テ徵發豫定者中徵用ヲ避クベキ者ニ付テハ軍部側ヨリ地方長官宛通知アルベキニ付御了知相成度

◎國民徵用事務取扱ニ關スル件 (昭和十四年七月二十五日發第五七三號)

(厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛)

國民徵用令ノ施行ニ關シテハ本月十二日厚生省發號第五三號厚生次官依命訓令ニ依リ御配意中ノコトト
存候處之ガ事務取扱ニ付テハ尙左記ニ依リ御措置相成度

記

- 第一 徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ職業紹介所長ヲシテ登録カードニ基キ當該命令ニ定ムル被徵用
資格者ノ連名表ヲ提出セシメ又ハ豫メ提出セシメタル連名表ニ基キ徵用候補者ヲ決定シ其ノ出頭ヲ求
メ事情ヲ調査シ又ハ職業紹介所長ヲシテ其ノ出頭ヲ求メ事情ヲ調査セシムルコト
- 第二 徵用セラレベキ者ヲ決定スルニ當リテハ國民徵用令(以下令ト稱ス)第九條ノ規定ニ依リ其ノ者
ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌シ且現ニ其ノ者ノ從
事スル業務ノ屬スル事業ノ重要性ヲ考慮スルコト
- 第三 職業紹介所長又ハ市町村長、東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區
長、若ハ之ニ準ズベキモノ徵用命令、出頭變更命令書又ハ徵用取消命令書ヲ交付スル場合ニ於テ本人不在
ノトキハ本人ノ戸主、世帯主、家族又ハ使用主ヲシテ代ツテ之ヲ受領セシメ其ノ者ヲシテ本人ニ手交
又ハ通報セシムル等機宜ノ處置ヲ講ズルコト
- 第四 徵用命令書ヲ交付シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣ニ報告シ併セテ被徵用者ヲ使用スル官衙
ノ長若ハ其ノ係官ニ之ヲ通知シ仍被徵用者ノ就業地ガ其ノ管轄外ナルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長
官、出頭ノ場所ガ其ノ管轄外ナルトキハ出頭地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通知スルコト

一 被徵用者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及居住ノ場所

二 從事スベキ總動員業務、職業及場所

三 徵用ノ期間

四 出頭スベキ日時及場所

第五 出頭變更命令書及徵用取消命令書交付ノ手續ハ徵用命令書ノ交付ノ場合ニ準ズルコト

第六 令第十一條第二項ノ規定ニ依リ出頭ノ變更ヲ爲サントスルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又
ハ係官ニ聯絡ヲ圖リ且厚生大臣ノ指揮ヲ求ムルコト

第七 令第十一條ノ屈出アリタル場合ニ於テ同條第二項ノ規定ニ依リ徵用ノ取消ヲ爲ストキハ之ヲ補充
スル爲メ過期ナク他ノ徵用候補者ニ徵用命令書ヲ發スルコト

出頭ノ日時其ノ他ノ都合ニ因リ前項ノ補充ヲ爲ストコト能ハスト認ムルトキハ其ノ旨直ニ厚生大臣ニ報
告シ其ノ指揮ヲ受クルコト

第八 徵用變更命令書ヲ交付シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣ニ報告シ仍被徵用者ガ他ノ地方長官
ニ依リ徵用セラレタルモノナルトキハ徵用命令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ノ就業地ガ其ノ管轄外
ナルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通知スルコト

一 被徵用者ノ氏名及出生ノ年月日

二 變更ヲ爲シタル事項及年月日

厚生大臣令第十六條第三項ノ規定ニ依リ徵用變更令書ヲ交付シタルトキハ前項各號ニ掲グル事項ヲ徵
用令書ヲ發シタル地方長官及新ニ就業スベキ場所ガ内地ナルトキハ其ノ地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ
通知ス

第九 徵用解除令書ヲ交付シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ之ヲ通知スル
コト

- 一 被徵用者ノ氏名及出生ノ年月日
- 二 徵用解除ノ日附

厚生大臣令第十六條第三項ノ規定ニ依リ徵用解除令書ヲ交付シタルトキ前項各號ニ掲グル事項ハ地方
長官ニ之ヲ通知ス

◎國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關スル件

(昭和十四年七月二十八日厚生省發令第五九號
內務省兩度官軍事務廳附屬總務課ヨリ各地方長官宛)

文官ニシテ今回ノ支那事變ニ際シ國民徵用令ニ依リ陸海軍ニ徵用セラレタルモノハ成ルベク免官免職等
ノコトナク在職ノ儘應徵セシメ待遇官吏官職應徵人ニシテ徵用セラレタルモノモ文官ニ準ジ優遇ノ途
ヲ講ズル旨官會議ニ於テ申合セ相成候次第モ有之國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關シテ
ハ左記諸點御含メシ上可然處置相成候

記

一 文官ニシテ陸海軍ニ徵用セラレタルモノハ陸海軍ニ配屬セラレタルモノトシテ明治三十八年勅令
第四十二號「戰時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシメタル文官補關ノ
件」ニ依リ定員外トシテ取扱フコト

二 待遇官吏又ハ官職應徵人ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ文官處遇ノ趣旨ニ則リ應召者メ準
ジタル處遇ヲ爲スコト

三 公共團體ノ吏員又ハ雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲サシ
ムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

四 工場 鑛山其ノ他ノ民間事業主ニ雇傭セラルル者ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ身分等ニ
付應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

五 陸海軍ニ徵用セラレタル者ハ軍屬トナルベキヲ以テ應徵者ノ家族ニ對シテハ軍屬ノ家族ニ對スル
軍人援護ヲ及ボスコト

六 應徵者ノ壯行 家庭ノ慰問 徵用ヲ解除セラレ歸郷スル者ノ歡迎等ハ應召者ニ準ジ之ヲ爲サシム
ル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

附 記

被徵用者ニ對スル給與ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ニ於テ從前ノ給與等ヲ斟酌シテ之ヲ支給シ文官ニシテ

陸海軍ニ徴用セラレタルモノノ俸給ハ陸海軍ニ於テ支給スベキニ付爲念

◎國民徴用令ニ依リ徴用セラレタル者ノ取扱ニ關スル件

(昭和十四年八月八日發第三一號
軍事保護院後援局長ヨリ各地方長官宛)

標記ノ件ニ關シテハ客月二十八日厚生省發第百五十九號ヲ以テ内務、厚生兩次官及軍事保護院副總裁ヨリ通牒ノ次第モ有之應徵者ノ歡送迎家族遺族ノ慰問、慰籍等ニ付テハ應召兵ニ準ジ取扱フコト相成候ニ付テハ市區町村統後奉公會ニ於テモ積極的ニ之ヲ斡旋ニ當ラシムル様御配慮相成度

◎國民徴用事務取扱ニ關スル件

(昭和十四年八月十六日發第百三十三號
農林部登録局長ヨリ各府縣學務部長宛)

標記ノ件ニ關スル別紙各甲號照會ニ對シ各乙號ノ通夫々回答候條御了知相成度

甲號 徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件照會

(昭和十四年八月二日發第一六一五號
栃木縣知事ヨリ厚生省學務部長宛)

標記ノ件ニ關シ本年七月十一日厚生省令第二十號ヲ以テ御指示有之候處徴用ノ適否判定ノ必要上令第十條ニ依リ出頭要求ヲ爲ス場合事務聯絡上要求書ヲ交付ヲ市區町村長ヲ經テ交付セシメタル際市區町村長ニ於テ使丁ヲ雇上ゲ配達セシメタル場合ニ於テ賃金ハ前記省令ニ依リ徴用ノ事務執行上必要ナル費用ト認メ繰替支辨差支無之ヲト被存候ヘ共疑義相生シ候ニ付此段及照會候也

追テ本縣ハ來ル八月四日出頭セシメ定候ヘ共之レニ要スル醫師手當其ノ他ノ經費支出ノ豫算御指示相成度併セテ照會候也

乙號 徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件

回答 (昭和十四年八月三日發第百三十三號
厚生省學務部長ヨリ栃木縣知事宛)

八月二日職第一六一五號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件市區町村長ニ於テ出頭要求書ヲ交付シタル場合ニ要シタル費用ハ當該市區町村ノ負擔ニ屬シ本年七月十一日厚生省令第二十號ニ依リ繰替支辨ヲ爲スベキ筋合ニ無之候條御了知相成度

追テ出頭要求書ヲ交付ヘ地方長官又ハ職業紹介所長ニ於テ郵便其ノ他ノ方法ニ依リ直接之ヲ爲シ市區町村長ヲシテ交付セシムルコトハ成可ク難ク様致度尙徴用ニ關スル諸費支出豫算ハ不日配布可相成申添候

甲號 國民徴用事務取扱ニ關シ疑義ノ件照會

(昭和十四年八月三日發第百四十七號
秋田縣學務部長ヨリ農林部登録局長宛)

昭和十四年七月二十五日附職發第五七三號左記第四ニ徴用令書ヲ交付シタル際ハ就業地ヲ管轄スル地方長官宛通知スベキ旨ノ條項有之候處就業地ガ外地ナル場合例ヘバ(滿洲ノ場合)之ガ管轄地方長官トヘ何ヲ指シテ折返シ至急何分ノ御指示相煩度此段及照會候也

乙 號

國民徵用事務取扱ニ關スル件回答

(昭和十四年八月八日職發第五七三號ノ内)
職發部登錄課長ヨリ秋田縣學務部長宛

八月三日秋發職第一四七號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件左記ノ通御了知相成度

記

七月二十五日職發第五七三號國民徵用事務取扱ニ關スル件通牒ノ記ニ於テ「地方長官」トアルハ就業地又ハ出頭地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ就業地又ハ出頭地ヲ管轄スル地方長官ニ通知スベキ旨ノ事項ハ適用ナシ

甲 號

出頭旅費繰替金支拂ニ關スル件

(昭和十四年八月九日職發第六八五號ノ内)
北海道學務部長ヨリ職發部登錄課長宛

七月十一日省令第十八號國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支拂方ニ關スル件第三條ニ據リ市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支拂ヲ爲シタルトキハ第四條ニ據リ受領證ヲ添附シ其ノ拂戻ヲ請求スベキ旨規定セラレバ職發部市町村ニ於テ繰替證送リシテ受領證元本ヲ必要トスル爲之

ガ添附不可能ナルヲ以テ右ハ爲ラ以テ代フルモ支障無之ヲ折返シ何分ノ御指示相成度

乙 號

出頭旅費繰替金支拂ニ關スル件回答

(昭和十四年八月十五日職發第二三六號ノ内)
職發部登錄課長ヨリ北海道學務部長宛

八月九日職發第六八五號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件右ハ受領證元本ヲ添附スベキ義ニ有之尙本件ニ關シテハ陸海軍召集旅費及召集雜費繰替金ノ例モ可有之且市町村ニ於テハ受領證ノ爲ニ依ル收入役ノ支出證明書ヲ以テ足り必ズシモ受領證元本ノ領置ヲ必要トセザル取扱例モ有之ヤニ被存候條爲念

甲 號

徵用令書交付ノ通知先ニ關スル件

(昭和十四年八月十二日職發第二〇六號ノ内)
長崎縣學務部長ヨリ職發部登錄課長宛

標記ノ件ニ關シ七月二十五日附職發第五七三號國民徵用事務取扱ニ關スル件記第四ニ依レハ被徵用者ノ

五九

C-0028

就業地が其ノ管轄外ナルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ通知スベキ事ト相成居候處就業地ガ例ハ
第何師團管内ト指定セラレアル場合ニハ當該師團ノ管轄内ニアル各地方長官ニ通知スベキモノナリヤ
師團所在地ノ地方長官ニフミ通知セバ可ナルベシト解スルモ爲念及照會候也

乙ノ號

徵用令書交付ノ通知先ニ關スル件回答

(昭和十四年八月十五日收發第三〇號)
陸軍部陸軍部長ヨリ長崎縣陸軍部長宛

八月十二日一四號親第三〇六號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件後段御見込ノ通ニ有之候

○國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者
ノ出頭旅費支給ニ關スル件 (昭和十四年十月三十日收發第三四二號)
北海道廳長ヨリ厚生省陸軍部長宛

標記出頭旅費規則第三條第二項ニ依レバ鐵道八十五杆以上ノ旅行ニハ普通急行料支給スベキコトニ規定
相成居候處八十五杆未滿ノモノニシテ汽車時間ノ都合ニ依リ片道急行ニ乗車セザルトキハ二日行程ト相
成ル場合普通急行料支給差支ナキモノト思料セラレ候モ疑義生ジ候條何分ノ御指示相成度
右照會候也

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者
ノ出頭旅費支給ニ關スル件回答 (昭和十四年十一月十一日收發第三四二號)
厚生省陸軍部長ヨリ北海道廳長宛

十月三十日卯職第一、二〇三號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件鐵道八十五杆未滿ノ旅行ニ在リテハ普通急
行料金ヲ支給シ得ザル義ニ有之向急行列車ニ乗車セザル場合汽車時間ノ都合ニ依リ事實二日行程ト爲ル
トキハ之ガ爲宿泊料ノ支給ヲ爲スモ已ムヲ得ザル義ト存候

○國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者
ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件省令並ニ同出頭旅費規則中改
正ニ關スル件 (昭和十五年四月十八日收發第二一五號)
厚生省陸軍部長ヨリ各地方長官宛

國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件省令並ニ同出頭
旅費規則本日厚生省令第十三號及第十四號ヲ以テ改正公布相成候處右ハ今般徵兵旅費支辨ニ關スル
件施行規則並ニ徵兵旅費規則改正セラレタルニ件ヒ徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨及同出頭旅費
支給ニ付テモ之ト同一ノ取扱ニ依ルコトトシ所要ノ改正ヲ行ハレタル次第ニ有之候條左記事項御留意ノ
上事務取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度

一 徴用セラルベキ者ノ出頭旅費規則第三條ハ現時ノ交通事情ニ鑑ミ且旅費計算ノ便宜上改正セラレタ
ルモノナルモ普通ノ乗合自動車等ニ依ル旅行ハ尙運賃ノ計算等困難ナルベキヲ以テ従前通陸路旅行ト
シテ取扱フコト
二 急行料金ノ支給ニ關シ統路ヲ除外シタルハ其ノ事例ナキニ依ルモノナルコト
三 滞在日當ハ滞在中タル旅行中タルトハ旅行ガ二日以上ニ亙ル場合ニ限り一夜ニ付五十錢ヲ
支給スルモノニシテ實質上多クハ宿泊料ノ増額トナルモノナレドモ他ノ旅費規則トノ均衡上斯カル方
法ニ依リタルモノナルコト但シ第四條第二項ノ規定ニ依リ宿泊料ヲ支給セザル場合ニ於テモ滞在日當
ハ之ヲ支給シ得ルモノナルコト
四 官用ノ屋舎等ニ宿泊スル場合トハ必ズシモ官設ノ屋舎タルコトヲ要セス又屋舎タルト船車等タルトヲ
問ハザルコト
五 第四條第二項但書ノ改正ハ官用ノ屋舎等ヲ加ヘタルニ伴フモノニシテ且用語ヲ簡略ニシタルモノナル
コト
六 第五條ノ改正ハ現時ノ交通速度ニ適應セシムルト共ニ海里ヲ軒ニ改メ且從來陸路旅行トシテ取扱ヒ
タル軌道旅行及省營自動車旅行ヲ特出シタル結果陸路旅行ヲ十里ニ減シタルモノナルコト但シ本規定
ニ依リ通算シタル旅行日數ノ範圍ハトキハ常ニ之ヲ認ムベキ意ニハ非ズシテ官ノ都合其ノ他已ム

ヲ得ザル事由アル場合ノ外旅行トハ普通旅行ニ要スル日數ヲ以テ標準トスルコト従前ト變リナキコ
四 片路三里未満ノ陸路旅行ニ付テハ陸路旅行ノミノ場合タルト他ノ旅行ニ亙ル場合タルトヲ問ハズ陸
路雜費ヲ支給セザルコト但シ片路三千軒以上ノ他ノ旅行ニ亙ル陸路旅行ニ付テハ其ノ陸路旅行ノ合計
三里未満ナル場合ト雖モ第三條第一項ノ規定ニ依リ陸路雜費ヲ支給スルコト
五 第七條ノ改正ハ軌道及省營自動車ヲ加ヘタル結果用語ヲ簡略ニシタルモノナルコト
六 第十一條第一項ノ改正ハ實際ノ取扱ニ適應セシムル爲メモノニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケズシテ旅行
シ直接支給應ニ請求スル場合ハ之ガ事由ヲ詳具シ尙居住地等ニ付必要ナル證明書ヲ添附ヲ要スベキ旨
ヲ明ニシタルモノナルコト
七 旅行日數ヲ増加シタルトキトハ普通旅行ニ要スル日數ヲ超エタルコトヲ謂ヒ第五條ノ通算日數ヲ超過
シタル場合ノミヲ謂フモノニ非ザルコト
八 第十一條第二項但書ノ改正ハ傷病疾病ノ外不具癘疾等ヲ加ヘ且滞在シタルトキノミナラズ順路ニ依ラ
ザリシ場合 旅行日數ヲ増加シタル場合等ノ總テヲ包含セシメタルモノナルコト
九 徴用セラルベキ者ノ出頭旅費支拂方ニ關スル件省令ノ改正ハ出頭旅費規則ノ改正ニ伴フモノニシテ
且出頭旅費拂戻請求書ノ記載例ヲ統一シタルモノナルコト但シ右ノ外ニ地方限リニ於テ尙詳細ナル記
載例ヲ定ムルハ妨ゲナキコト

旅費ノ前金拂ヲ受ケズシテ旅行シ直接支給願ニ請求スル場合ノ請求書ニ付テモ右ニ準ジ記載セシムル
コト但シ此ノ場合ニ於テハ發着地名、旅行月日等ノ旅行事實ヲ記入スル様指導セラルルコト

六四

〔附 録〕

一 國民徴用令ニ依ル出頭旅費及経費繰替ニ關スル参考様式

目 次

- 第一號様式 出頭旅費領收書(出頭ヲ求メラレタル者)
- 第二號様式 徴用事務費拂戻請求書
- 第三號様式 被徴用者氏名表
- 第四號様式 支拂證(郵便料)
- 第五號様式 支拂證(電信料)
- 第六號様式 請求書及領收書(使丁賃金)
- 第七號様式 出頭旅費拂戻請求ニ關スル送付書
- 第八號様式 徴用事務費拂戻請求ニ關スル送付書
- 第九號様式 國民徴用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル者ノ居住地證明書
- 第十號様式 委任狀(出頭旅費請求並受領)
- 國民徴用諸費取扱區分表

六五

(第一號様式)

領收書

一金

但國民徴用令第十條ノ規定ニ依リ昭和 年 月 日出願ヲ求メラレタル者ノ
居住地ヨリ 間往復出張旅費

右之金額領收候也

昭和 年 月 日

本籍地

居住地

氏名

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)收入役

殿

注意事項

- 一 印章ヲ携帯セザル者アルトキハ捺印セシムルコトヲ得
- 二 一時繰替支辨ニ關シテハ辨戻ニ關シテ結果過境 不足拂等ヲ發見スル事往々アリ處理上相互ノ手數不給ニ依リ爲ト調査ノ上處理スルコト

(第二號様式)

徵用事務費拂戻請求書

一金

但昭和 年度所屬徵用事務費繰替金

内 譯

種別	金額	摘要
通信費		
使丁賃		
合計		昭和 年 月 日徵用事務ニ要セン 經費繰替支辨セル分別紙置返ノ通

右繰替支辨額拂戻相成度請求候也

昭和 年 月 日

何府縣知事

(北海道廳長官

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 氏

名 圖

殿

六七

C-0028

(第三號樣式)

被徵用者氏名表

昭和 年 月 日
日役用命令ノ分

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)

六八

								發 付 番 號 書
								居
								住
								地
								被 徵 用 者 氏 名
								摘 要

注意 本連名表ハ徵用事務費拂戻請付(第二號様式)ニ添附スベキモノトス

(第四號樣式)

支拂證

金

但昭和 年 月 日
徵用事務三使用セリ郵便料左配内證書ノ通

右支拂證明候也

昭和 年 月 日

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)收入役 氏

名園

郵便料内譯書

發信月日	住	發	氏	郵便種別	料	金	摘	要
	所	價	名					

六九

C-0028

三

								供給月日
								供給人数
								一人あたり 貸金対
								小計
								計
								摘要

使用ノツツテ所定用紙ヲ以テ代フルモ差支ナシ

二 請求高十圓以上ナルトキハ領收證毎ニ參錢ノ收入印紙貼付ヲ要ス

第 號

昭和 年 月 日

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長氏

名國

何府縣知事
（北海道廳長官）
殿

出頭旅費拂戻請求ニ關スル件

標記出頭旅費左記繰替金額拂戻相成度別紙請求書並ニ同附屬證憑書相添ヘ此段及送付候也

॥

一、集計金額

10

七三

(第八號様式)

(秘) 第 號

昭和 年 月 日

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 氏

名 園

何府縣知事
(北海道廳長官)

殿 殿

徵用事務費拂戻請求ニ關スル件

標記徵用事務費左記繰替金額拂戻相成度別紙請求書並ニ同附屬證書相添ヘ此段及送付候也

一 集 計 金 額

記

(第九號様式)

證 明 願

本 籍 地
居 住 地

氏

年 月 日 生 名

右國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル者ノ出頭旅費請求書添付ノ必要有之候ニ付前
記ノ場所ニ居住スル者ナル事ヲ御證明相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

右 本 人

名 ④

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 氏

名 殿

第 號

右 證 明 ス

何府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 氏

名 ⑤

七五

收入印紙
貳錢貼附

今般都合ニ依リ

住

ヲ代理人ト定メ左ノ權限ヲ委任ス

一、支出官何府縣知事（北海道廳長官）ヨリ受クル國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレタル

者ノ出頭旅費「請求」並ニ「受領」ニ關スル件

右代理委任狀仍テ如件

昭和 年 月 日

住所

氏

名
印

七六

私饑

氏

名

國民徵用諸費取扱區分表

根據法令	區分	練習支拂者	支拂者	摘 要
昭和十四年七月 厚生省令 第十八號及令 第十九號	徵用セラルベキ 者ノ出頭旅費	後金拂 前金拂 當該者現住地所 在市區町村長	出頭ヲ求 メタル 地方長官	居住證明書其ノ他必要ナル 證明書ヲ添付請求書提出ノ 事 拂戻請求書(二通)提出ノ事
昭和十四年七月 厚生省令 第二十號	徵用令書等交付 ニ關スル經費 (使通 丁領 實費)	該令書交付ノ市 區町村長	令書ヲ發 シタル 地方長官	拂戻請求書提出ノ事
昭和十四年七月 陸軍省令 第三十三號	被徵用者ノ旅費	後金拂 前金拂 當該者現住地所 在市區町村長	出頭場所 ノ陸軍官 衙ニ概本 圖面一經 理部	出頭場所ノ陸軍官衙ニテ直 接支給 旅費拂戻請求書提出ノ事

備考 被徵用者ノ旅費ニ就テハ現在各省ノ内陸軍省關係ノミ制定セラル

六六

二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島ニ於ケル關係法令
朝鮮

◎國民徵用令施行規則

(昭和十四年九月三十日
朝鮮總督府令第一六四號)

- 第一條 朝鮮總督ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル
- 第二條 道知事徵用ノ適否其ノ他ヲ判明スル爲必要アリト認ムルトキハ府尹、郡守又ハ島司ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得
- 第三條 道知事又ハ府尹、郡守若ハ島司徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ
- 第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ屈出ツベシ
- 第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ノ一乃至七ニ依ル
- 第六條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ府尹邑面長ヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

七八

- 第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ハ徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ屈出ツベシ
- 第九條 國民徵用令(以下單ニ令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル屈出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル道知事ニ返付ナク之ヲ爲スベシ
- 一 傷病疾病ニ因リ出頭スルコト能ハザル場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(己ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
- 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭スルコト能ハザル場合ニ在リテハ其ノ地ノ府尹邑面長又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書
- 第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル道知事、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル道知事、被徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル道知事ニ之ヲ通達ス
- 第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ道知事ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

七九

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十四條 朝鮮總督又ハ道知事必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ現ニ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十五條 當該官吏令第二十條第三項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

◎國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

(昭和十四年九月三十日
朝鮮總督府令第一六五號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十九條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出

頭ヲ求メタル道知事(國民徵用令施行令第三條ノ規定ニ依リ府尹、郡守又ハ島司出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ當該府郡島所在地ヲ管轄スル道知事トス以下ニ同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザルハ出頭スルコト能ハサル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ府邑面ニ於テ一時繰替支辨スベシ

第三條 府邑面ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シタル府邑面名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ徵用セラルベキ者ニ返付スベシ

第四條 府邑面ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別表様式ニ依リ出頭ヲ求メタル道知事ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

◎國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支給ニ關スル件

(昭和十四年九月三十日
朝鮮總督府令第一六六號)

第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ道知事徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行令第十條ノ規定ニ依リ道知事徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合)

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

八四

◎徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件

(昭和十四年九月三十日)
(朝鮮總督府令第一六七號)

第一條 國民徴用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ府尹邑面長ニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トシテス。

第二條 府尹邑面長ニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證憑書類ヲ具シ徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書ヲ發シタル通知事ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ。

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺 灣

◎國民徴用令施行規則

(昭和十四年九月二十九日)
(臺灣總督府令第一〇〇號)

第一條 臺灣總督ノ發スル徴用命令、徴用變更命令又ハ徴用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル。

第二條 州知事又ハ廳長(澎湖廳長ヲ除ク)徴用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要ナル認ムルトキハ市

尹又ハ郡守ヲシテ徴用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第三條 州知事若ハ廳長又ハ市尹若ハ郡守徴用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別記第一號様式ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ。

第四條 徴用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ屈出ツベシ。

第五條 徴用令書、出頭變更令書、徴用取消令書、徴用變更令書及徴用解除令書ハ別記第二號様式ニ依ル。

第六條 州知事又ハ廳長(澎湖廳長ヲ除ク)ハ徴用令書、出頭變更令書及徴用取消令書ヲ市尹又ハ郡守ヲシテ徴用セラルベキ者又ハ被徴用者ニ交付セシムベシ。

第七條 徴用セラルベキ者又ハ被徴用者徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ。

第八條 徴用セラルベキ者又ハ被徴用者徴用令書又ハ出頭變更令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ徴用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ屈出ツベシ。

第九條 國民徴用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル屈出ハ左ノ書類ヲ添附シ徴用令書ヲ發シタル州知事又ハ廳長ニ過滞ナク之ヲ爲スベシ。

一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書

八五

ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書
二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市尹若ハ街庄長又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書
第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル州知事又ハ廳長、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル州知事又ハ廳長、被徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル州知事又ハ廳長ニ之ヲ通達ス
第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ州知事又ハ廳長ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ
第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ臺灣總督ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ適用ス
第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
第十四條 臺灣總督又ハ州知事若ハ廳長必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得
前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ市尹又ハ郡守之ヲ徵スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
(別記様式省略)

○國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依リ徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件 (昭和十四年九月二十九日 臺灣總督府令第一〇一號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ求メタル州知事又ハ廳長(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ市尹又ハ郡守出頭ヲ求メタル場合ニ於テハ所轄ノ州知事又ハ廳長トス以下之ニ同シ)ニ於テ之ヲ支給ス
第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市街庄ニ於テ一時繰替支辨スベシ
第三條 市街庄ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市街庄名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載捺印シ徵用セラルベキ者ニ返付スベシ

第四條 市街庄ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別記様式ニ依リ出頭ヲ求メタル州知事又ハ廳長ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年十月二日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式省略)

◎國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則

キ者ノ出頭旅費規則

(昭和十四年九月二十九日
臺灣總督府令第一〇二號)

第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ州知事又ハ廳長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ市井又ハ郡守出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行税、艀船賃及棧橋賃ヲ含ム)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費二十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス

鐵道八十五杆、水路五十海里以下ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急行料金を徴セザル線路又ハ航路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

鐵道又ハ水路ニ依リザル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

第四條 宿泊料ハ一夜ニ付三圓トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス
水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ船賃中ニ食費ヲ含マザルトキ又ハ官用ノ船舶ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲ爲サザルトキハ食料一夜ニ付二圓ヲ支給ス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ三百三十杆、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

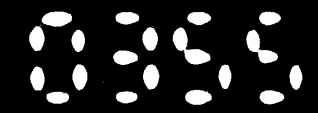
第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ在リテハ陸路雜費ヲ支給セズ
一旅行ニシテ陸路及鐵道又ハ水路ニ亘ルトキハ鐵道八十三杆、水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ノ割合ニ依リ計算シ三里未滿ノ陸路旅行ニ當ルトキハ其ノ陸路ニ對シテハ陸路雜費ヲ支給セズ

第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、陸路雜費、車馬賃ヲ支給セズ

第八條 不具瘡疾傷痍疾病等ノ爲歩行シ能ハザルトキ其ノ陸路旅行ニ付テハ一里毎ニ車馬賃一圓ヲ支給ス但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス
前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ

第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル 第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂ヲ受ケントスル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ 第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リデハ已ムヲ得ザル事由ニ因リ迂回若ハ滞在シタル場合ニ在リテハ其ノ地ノ市尹若ハ街庄長、警察官吏、驛長又ハ船長等ノ證明書ヲ添附スベシ但シ傷損疾病ノ爲滞在シタルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ)ヲ添附スベシ 第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ 附 則 本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス	● 樟 太 ● 國民徴用令施行規則 (昭和十四年十二月二日) (樟太廳令第九三號) 第一條 樟太廳長官ノ發スル徴用命令、徴用變更命令又ハ徴用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ傳達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル 第二條 樟太廳長官徴用ノ適否其ノ決定スル爲必要アリト認ムルトキハ樟太廳支廳長官ニシテ徴用セ	ラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコト 第三條 樟太廳長官又ハ樟太廳支廳長官徴用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付ス 第四條 徴用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ 第五條 徴用命令書、出頭變更命令書、徴用取消命令書、徴用變更命令書及徴用解除命令書ハ別表様式第二號ニ依ル 第六條 徴用命令書、出頭變更命令書及徴用取消命令書ハ樟太廳支廳長官又ハ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徴用セラルベキ者又ハ被徴用者ニ之ヲ交付セシムルモノトス 第七條 徴用セルベキ者又ハ被徴用者徴用命令書、出頭變更命令書又ハ徴用取消命令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印シ上直ニ之ヲ返付スベシ 第八條 徴用セラルベキ者又ハ被徴用者徴用命令書又ハ出頭變更命令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ徴用命令書又ハ出頭變更命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ 第九條 國民徴用令(以下令ト稱ス)第十二條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ樟太廳長官ニ送附ナク之ヲ爲スベシ 一 傷損疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書
---	---	--

C-0028



ヲ得ルコトヲ能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書
二 天災其ノ他避クベラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベ
キモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書
第十條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ
受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
第十一條 樺太廳長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使
用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得
前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ樺太廳支廳長之ヲ徵スルコトヲ得
第十二條 當該官吏令第二十條第三項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベ
シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
別表様式省略

◎國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベ
キ者ノ出頭旅費規則
(昭和十四年十二月二日)
(樺太廳令第九四號)

第一條 國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ樺太廳長官徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(國民徵用
令施行規則第二條ノ規定ニ依リ樺太廳支廳長出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本規則ニ依リ之ヲ
支給ス
第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル
事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル
第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行税、艀船賃及棧橋賃ヲ含ム)ニ
相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費二十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里
未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス
鐵道又ハ水路ニ依ラザル旅行ニ付陸路旅行トス
第四條 宿泊料ハ一夜ニ付三圓トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス
水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ船賃中ニ食費ヲ含マザルトキ又ハ官用ノ船舶ニ依リテ旅行スル場
合ニ於テ官ヨリ賄フ爲サザルトキハ食料「夜ニ付二圓ヲ支給ス
第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ
外鐵道旅行ハ三三三三、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日
數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス
第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ在リテハ陸路雜費ヲ支給セズ

九四
一旅行ニシテ陸路及鐵道又ハ水路ニ亘ルトキハ鐵道ハ十三軒 水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ノ割合
ニ依リ計算シ三里未満ノ陸路旅行ニ當ルトキハ其ノ陸路ニ對シテハ陸路雜費ヲ支給セズ
第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、陸路雜費、車馬賃ヲ支給セズ
第八條 不具癘疾傷痍疾病等ノ爲歩行シ能ハザルトキハ其ノ陸路旅行ニ付テハ二里毎ニ車馬賃五十錢ヲ
支給ス但シ通算上一里未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス
前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ
第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テ
ハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル
第十條 旅費ノ支給ハ前金拂ヲ受ケントスル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ
第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ已ムヲ得ザル事情ニ依リ迂回若ハ滞在シタル場合ニ在リテハ其ノ
地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ、警察官吏、驛長又ハ船長等ノ證明書ヲ添附スベシ但シ傷痍疾病
ノ爲滞在シタルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事由ニ依リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキ
ハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ)ヲ添附スベシ
第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○國民徵用令第十九條第三項ノ規定ニ依ル徵用セラルベ
キ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件
(昭和十四年十二月二日
樺太廳令第九五號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後樺
太廳長官ニ於テ之ヲ支給ス
第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準
ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ一時繰替支辨スベシ
第三條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ出頭要求書裏面ニ支辨ヲ爲シ
タル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ徵用セラルベキ者
ニ返付スベシ
第四條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別表様式ニ依リ樺太
廳長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(別表様式省略)

◎徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件
(昭和十四年十二月二日)
(樺太廳令第九六號)

第一條 國民徴用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ徴用令書又ハ徴用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トス

第二條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證憑書類ヲ具シ樺太廳長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日より施行ス

南 洋 群 島

◎國民徴用令施行規則

(昭和十四年十月二日)
(南洋廳令第五三號)

第一條 南洋廳長官徴用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ支廳長ヲシテ徴用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第二條 南洋廳長官又ハ支廳長徴用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付ス

第三條 徴用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第四條 徴用令書、出頭變更令書、徴用取消令書、徴用變更令書及徴用解除令書ハ別表様式第一號ニ依ル

第五條 徴用令書、出頭變更令書及徴用取消令書ハ支廳出張所長ヲシテ徴用セラルベキ者又ハ被徴用者ニ之ヲ交付セシム

第六條 徴用セラルベキ者又ハ被徴用者徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第七條 徴用セラルベキ者又ハ被徴用者徴用令書又ハ出頭變更令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ徴用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第八條 國民徴用令(以下令ト稱ス)第十一條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ南洋廳長官ニ送附ナク之ヲ爲スベシ

一 傷病疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ支廳長、支廳出張所長又ハ警察官吏若ハ船長ノ證明書

第九條 徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付ス

第十條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ

受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十二條 南洋廳長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使

用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ支廳長之ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

三 國民職業能力申告令

(昭和十四年一月七日
勅令第五號)

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル檢査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十

年未満ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシ

ムルモノトス

一、本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者

二、引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザ

ル者

三、厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指

定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四、厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五、厚生大臣ノ指定スル檢定者ハ試驗ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六、其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第二號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用スル者(以下使用者ト稱ス)ハ要申告者

ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者以下申告義務者ト稱ス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者(第十二條ノ規定ニ該當スル者ヲ除クタルニ至リタルトキ又ハ第十二條ノ規定ニ該當スル要申告者同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ要申告者ガ第一號ノ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

- 一 氏 名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本 籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學 歴
- 七 職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

- 八 第二條第一號ノ職業ニ從事スル者(就業ノ場所ノ一定セザル者ヲ除ク)ニ在リテハ就業ノ場所(以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所)
 - 九 第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度
 - 十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
 - 十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項
 - 十二 給料又ハ賃金ヲ受ケル者ニ在リテハ其ノ額
 - 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
 - 十四 精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者ニ在リテハ其ノ狀況
 - 十五 總動員業務從事ニ關スル希望
 - 十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號第三號第五號乃至第八號第十號又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ向第二條第一號ノ職業ニ從事セザル要申告者ニ在リテハ前項第四號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得
- 第六條 要申告者左ノ各號ノニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ三十日以内ニ其ノ旨前ニ申告

ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ
一 要申告者ヲラザルニ至リタルトキ第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ
二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ヘ申告義務者共
同シテ之ヲ爲スベシ
第八條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他
ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
第九條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國家總動員法第
三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得
地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十
一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他
ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベ
シ
第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二
條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得
第十一條 本令ハ第六條第三號ノ規定ニ依リ申告ニ關スル規定ヲ除ク外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモ

ノ(露休)下士官兵ヲ除ク及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ兵籍
ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ムニ依リ召集中ノモノハ兵籍ニ編入セラ
レタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條
ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師法ニ依
リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リ
テハ臺灣總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫師、南洋群
島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム)、並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及
職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ
第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ二ニ該當スルモノヲ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期
限ヲ延長スルコトヲ得
一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)
二 外國旅行中ノ者
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者
第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所ニ定
セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス
第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告

及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
第十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守、澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ市郡澎湖廳、在リテハ廳、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳トス
第十六條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則
本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ
四 國民職業能力申告令施行規則 (昭和十四年四月二十八日厚生省令第四〇號)
第一條 國民職業能力申告令 (以下令ト稱ス) 第二條第二號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ第二號ニ該當スル者要申告者ヲ所定ノ期間ヲ超ニテ引續キ使用スルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者要申告者ヲ三十日ヲ超ニテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者
二 使用期間ノ定メテ要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者
三 要申告者ヲ日雇入レ使用スル者
第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ
一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者
二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
三 法令ニ因リ拘禁中ノ者
四 疾病ハ傷損其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ状況ニ在ル者
第三條 令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ、技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ、之ヲ爲スベシ
職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ職業紹介所長之ヲ交付ス
令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地方朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守、澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ナル場合ニ在リテハ

一〇六
へ樺太廳支廳長、南洋群島ナル場合ニ在リテハ南洋廳支廳長ヨリ交付セラレタル職業能力申告手帳ヲ
添ヘテ之ヲ爲スベシ(昭和十四年十二月
省令第四〇號追加)
令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ(同上
ニテ項順位繰下ケ)
第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者ニ以下被用者ト稱スノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ罷
メタル月ノ翌月末日迄ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ報告スベシ
第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用
者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者死亡ノ月ノ翌
月末日迄ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ報告スベシ
第六條 第三條第四項ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス(昭和十四年十二月
省令第四〇號改正)
第七條 職業紹介所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登録ヲ爲シタル
トキハ別表様式第二號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ
第八條 職業能力申告手帳ヲ交付セラレタル者其ノ職業能力申告手帳ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其
ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添ヘ前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ
再交付ヲ申請スルコトヲ得
第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ランテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之

ヲ行フモノトス
地方長官又ハ職業紹介所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定
シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得
第十條 地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ
徴スルコトヲ得
第十一條 當該官更令第九條第二項ノ規定ニ依リ應檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ
附 則
本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス
附 則
(昭和十四年十二月
省令第四〇號)
本令ハ昭和十四年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス
(別表様式省略)

五 國民職業能力申告令第二條ノ指定

◎職 業 指 定 (厚生省告示第五號)

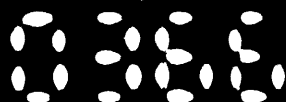
國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ヲ左ノ通指定ス

一 採炭、選炭、採鐵、選鐵、採油又ハ採鐵ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル
ヲ業トスルモノ
二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事
スルヲ業トスルモノ
鐵山技術者
冶金技術者

C-0028

ボイル盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 形削盤又ハ壓削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 切削工具、磨削工具、モリダシ工具、ドリ、ジグ、金型、計測器類（度量衡法ニ依ラザルモノ）、ネジ切削補助工具、其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業（簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 電氣機器、理學的研究器具、機械的計測器（時計ヲ含ム）、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 印刷機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 航空機ノ仕上、組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 自動車ノ仕上、組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	ボイル盤工 平削工 形削工 フライス工 齒切工 齒切工 特殊機械工 工具仕上工 仕上工 電機組立工 電氣通信組立工 精密組立工 印刷組立工 航空組立工 自動車組立工
鐵起ノ鑄造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 鍛造又ハ鍛錬ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 金屬ノ鑄造又ハ鍛造ノ製造作業（鋼索製造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 電線コイルノ巻線作業（手巻作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 電氣裝置及器具ノ組立、調整、修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業（文字書作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 大合板ノ製造作業（薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 船舶用木製ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 汽船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ本部ノ製造作業（農附作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 木造船ノ建造作業（船殼製造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ 硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業（原料ガス發生作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ	鐵起工 鍛造工 金屬鑄造工 電線巻線工 電氣裝置工 手作業工 機械製材工 大合板工 船舶用木工 汽船製造工 航空機製造工 車輛製造工 木造船工 硫酸製造工 硫酸製造工 硫酸製造工 硫酸製造工 炭酸ソーダ工 苛性ソーダ工 金屬ソーダ工 水素工 酸素工 炭酸ガス工 亞硫酸ガス工 鹽素ガス工 鹽化メチレン工 鹽化メチル工 液化ガス工 壓縮ガス工

合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガスを發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ		アンモニア合成工
ハカリパイ製造用電氣炉ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ		カリパイ電炉工
アルミニウム及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ		アルミニウム製造工
石炭乾留ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾留作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ		石炭乾留工
發生炉ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		ガス發生炉工
タールノ分留、精製等ノ方法ニ依ルベンジン、トルエン、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		タール分留工
染料製造工場ニ於テ染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ		染料工
人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ		人造石油工
石油ノ蒸留、分留、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		石油工
突動植物油ノ抽出、精製、分留、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		油工
ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋等ノゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		ゴム工
セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素ニテ作ル製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ		セルロイド工
充電池用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		バルブ工
人造絹織、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)		人絹工
原料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		原料油料工
火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マフチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)		火藥工
彈入火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		火工
炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		電極工
蓄電池、温電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)		電池工
セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ焼成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		窯業焼成工
金屬又ハガラスノ熔融用炉又ハ其ノ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		ルツボ工
光學ガラス、銅ガラス、硬質ガラス、フィルダー、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ		特殊ガラス工
レンズ、プリズム、レベール、反射鏡、船舶偵察用ガラス等ノ光學ガラスノ充摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルブノ製作ニ従事スルヲ業トスルモノ		光學ガラス工
蒸汽機關車ノ運転ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)		蒸汽機關車運転手
内燃機關車(ディーゼル動車ガソリン動車ヲ含ム)ノ運転ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)		内燃機關車運転手
電車又ハ電氣機關車ノ運転ニ従事スルヲ業トスルモノ		電車運転手
自動車ノ運転ニ従事スルヲ業トスルモノ		自動車運転手
飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分留、調整、補修、手入、整備、試運転、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ		航空機整備員



有線電信ノ發受信機作ニ從事スルヲ業トスルモノ		有線電信通信士
無線電信ノ發受信機作ニ從事スルヲ業トスルモノ		無線電信通信士
船舶運轉ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ船舶ノ操縦又ハ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ		船舶運轉手
製圖又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除ク		製圖手
製圖又ハ官圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ		企劃手
作業企劃ノ研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的職務ニ從事スルヲ業トスルモノ		企劃手
電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保線又ハ屋內配線工事ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		通信電路工
電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保線ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		通信電路工
電線架設、電路敷設、保線、屋內配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		電力電機工
電氣機械ノ修繕又ハ運轉ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		電力電機工
汽機ノ修繕又ハ取扱ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		電力電機工
原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保線ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		機械運轉工
起重機ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ		起重機運轉工
熔鑄、平材、鍛造、加熱、熱處理、鑄造用鑄鉄ノ他ノ工業用材料又ハ汽機、鍋爐、瓦機部分ノ製造		鍛造工
又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		鍛造工
保溫材取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		保溫工
メッキ、ボンデグライト、バーカライデング、メタニウム又ハセラミスノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		メッキ工
燃料ニ依リ鑄鉄、吹附又ハ鋳附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		鑄造工
三、帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、又ハ取附ノ作業(船及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ		船具工
三、陸路ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		陸路工
三、氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ		氣象工
三、潜水艇ヲ常用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ		潜水艇工
大 學		
國民職業能力申告令第三條第三號ノ學校ヲ左ノ通指定ス		
一 大學ノ工學部及理工學部		
二 旅順工科大学		
三 早稻田大學文學部		
四 拓殖大學		
專門學校		
一 工業及鑛業ニ關スル專門學校		
二 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校		
三 南滿洲工業專門學校		
二七		

- 四 農林業ニ關スル專門學校
- 五 外國語ニ關スル專門學校
- 六 拓殖大學專門部

實業學校

- 一 工業學校（大正十年文部省令第五號ニ種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）並朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左ノ各號ノニニ該當スルモノ
 - （一）尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
 - （二）高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテ四年）以上トスルモノ
 - （三）前二號ト同等以上ノモノ
 - （四）工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部ニ大連工業學校
 - 三 撫順工業學校

- 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

○學 科 指 定（昭和十四年一月十八日
厚生省告示第七號）

國民職業能力申告令第二條第三號ノ學科ヲ左ノ通指定ス

- 大 學
 - 一 機械工學科（北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）
 - 二 船舶工學科（造船學科ヲ含ム）
 - 三 航空學科
 - 四 造兵學科
 - 五 電氣工學科（北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム）
 - 六 應用化學科（工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム）
 - 七 探鑛冶金學科（鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應
用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム）
 - 八 火藥學科
 - 九 燃料化學科（北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム）
 - 一〇 土木工學科

- 二〇
- 一 建築學科
 - 二 窯業科
 - 三 文學科 (早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第二外國語トシテ修ムル者ニ限ル)
 - 四 拓殖科
 - 五 商科
 - 一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ヘ之ヲ除キ一四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙語ヲ修ムル者ニ限ル
 - 專門學校 (專門學校ニ非サル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
 - 一 造船工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
 - 二 造船工學科
 - 三 航空工學科
 - 四 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
 - 五 應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
 - 六 採鑛冶金學科 (採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
 - 七 燃料學科
 - 八 窯業科
 - 九 土木工學科
 - 一〇 建築學科
 - 一一 農藝化學科
 - 一二 露語部 (拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
 - 一三 西語部 (拓殖大學專門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
 - 一四 蒙古語部
 - 工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非サル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未満トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)
 - 一 機械科 (機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科、其ノ他機械科)
 - 二 造船科
 - 三 航空科 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
 - 四 電氣科
- 二二

- 五 應用化學科（工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）
六 探鑛冶金科（探鑛科及冶金科、鑛工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）
七 土木建築科（土木科、建築科ヲ含ム）
八 窯業科（陶器科、製陶科ヲ含ム）
九 塗工科（家具塗工科ヲ含ム）

○技能者養成施設指定（昭和十四年一月十八日）

國民職業能力申告令第二條第四號ノ技能者養成施設ヲ左ノ通指定ス

- 一 國立又ハ公立ノ機械工業成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三 社団法人電信協會管理無線電信講習所（大正十三年以後ノ修了者ニ限ル）

○檢定、試驗及免許指定（昭和十四年一月十八日）

國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許ヲ左ノ通指定ス

- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル實業學校卒業程度ノ檢定

三 航空法第十六條ノ規定ニ依ル者

- 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル證衛
- 五 銃砲火藥類取締法施行規則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル證衛
- 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル證衛
- 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 獸醫師、蹄鐵工免許試驗規則ニ依ル蹄鐵工試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉手ノ免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

六 國家總動員法（抄）（昭和十三年四月一日）

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出入又ハ保管ニ關スル業務
二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓蒙宣傳ニ關スル業務
八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外、勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務
第四條 政府ハ戰時ニ際シ、國家總動員上必要ナルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ
第六條 政府ハ戰時ニ際シ、國家總動員上必要ナルトキハ、勅令ヲ以テ定ムル所ニ依リ、從業者ヲ使用、雇入者ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第二十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭者ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ、又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ、國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第三十二條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、報告ヲ徴シ、又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ、業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第四條ノ規定ニ依リ徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依リ業務ニ従事セザル者
二 第六條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者
第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第二十二條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者
二 第二十四條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者
三 第二十五條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者
第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十八條第三項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者
二 第三十條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ニ違反シタル者
三 第三十二條ノ規定ニ依リ報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役
定ヘ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第三十二條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓
以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人者ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關
シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第三號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違
反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

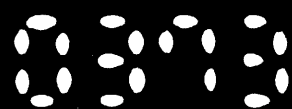
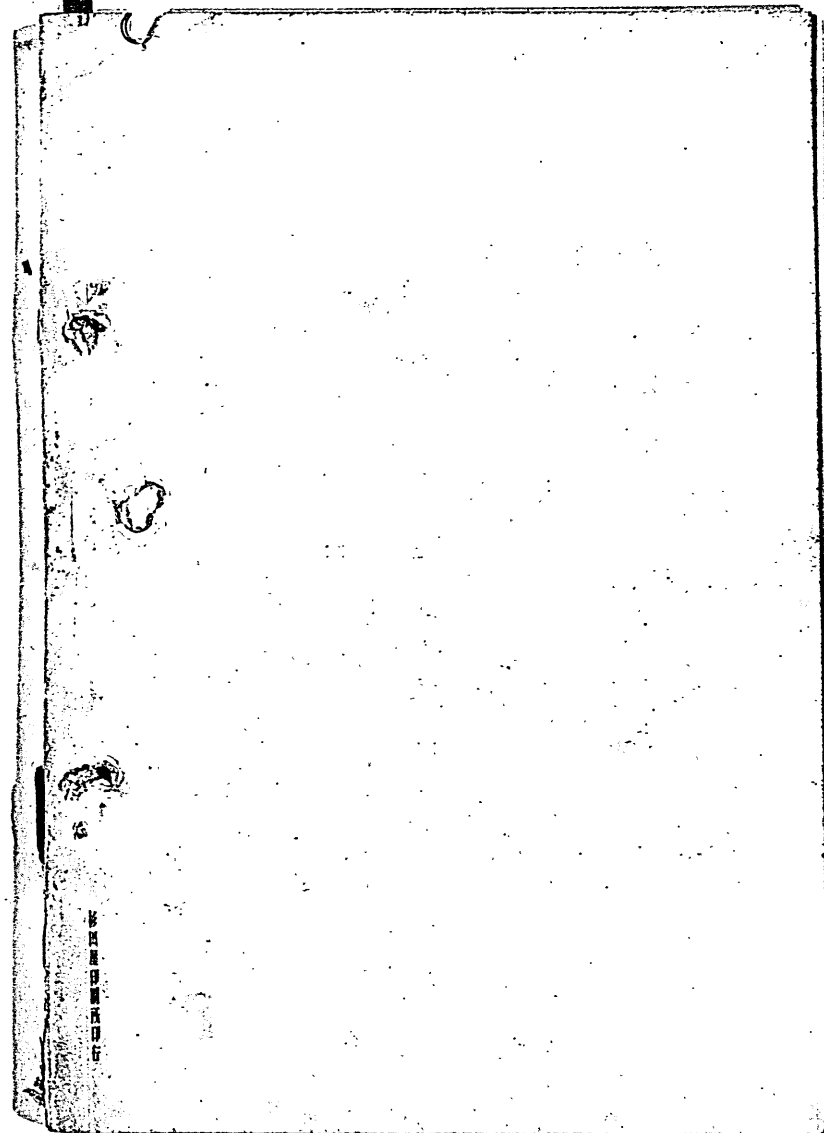
○總 動 員 業 務 指 定 令 (昭和十四年七月五日
勅令第四百四十三號)

國家總動員法第三條第九號ノ規定ニ依リ國家總動員上必要ナル業務ヲ指定スルコト左ノ如シ
軍事上特ニ必要ナル土木建築ニ關スル業務

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

C-0028



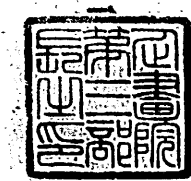
15.7.-9
拓務省

15.7.-9
拓務省管理司

企畫院三部發後第一八號

昭和十五年七月六日

企畫院第三部長 中島清



江口文書課長殿

敬用ニ關スル打合會開催ノ件

編記ノ件ニ關シ左記要領ニ依リ打合會開催致度候條關係官派遣方相煩

記

一 日時 七月十日(水)午前九時三十分

一 場所 企畫院第二會議室(貴族院內内務省政務委員會室)

一 議題 敬用ニ關スル件

追而會議ノ際ノ出入ハ貴族院通用門ヲ御利用被下度

C-0028

